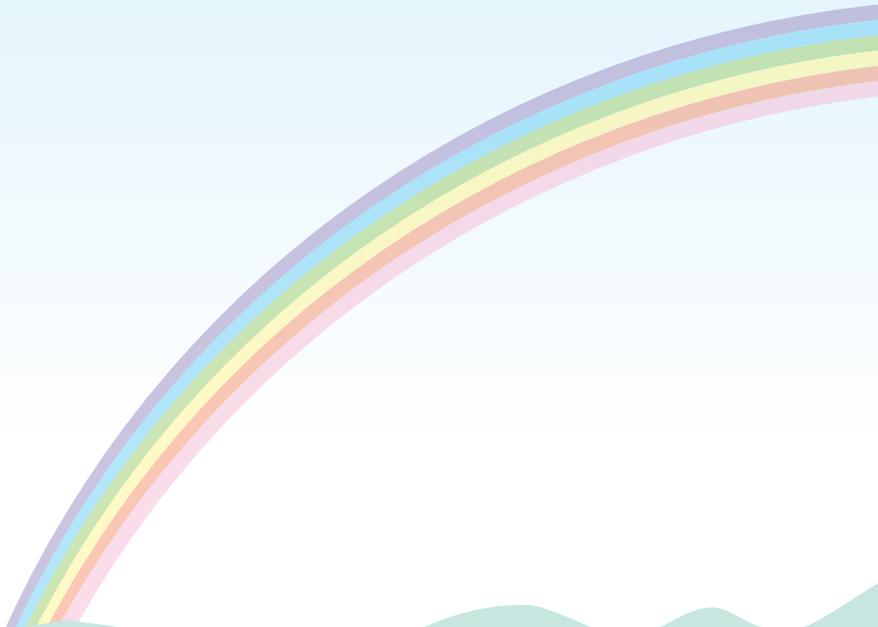




第2期ひがしまつやま子ども夢プラン

[東松山市子ども・子育て支援事業計画]

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
東松山市





はじめに

未来をつくる子どもが健やかに成長し、喜びを感じながら子育てができるまちの実現には、子育て支援の充実が重要です。

市では、平成 27 年 3 月に、子ども・子育て関連 3 法に基づく、「ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定し、「親・子ども・地域が手をつなぎ 安心して子育てできるまち 東松山」を基本理念として、子育て支援施策を積極的に推進してまいりました。あわせて、平成 27 年 10 月に、市の最上位計画である「第五次東松山市総合計画」のリーディングプロジェクトの柱の一つに「子育て支援」を重点課題と位置づけて、結婚・出産・子育てに希望が持てる環境づくりに取り組んでまいりました。

この間、相談支援の充実のための子育てコンシェルジュの配置やこども医療費の 18 歳までの年齢拡大、新たに保育施設等 12 か所を整備し定員の拡大を図るなど子育て支援充実のための施策を重層的に推進してまいりました。

この度、当該計画期間の満了に伴い、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「第 2 期ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定いたしました。基本理念を「子どもの笑顔かがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山」と定め、子育て支援施策を更に総合的・計画的に推進することにより、社会全体で、切れ目のない「子育て」「親育ち」の支援の充実を図ることを目的としています。市ではこの計画に基づき、元気な「まつやまっ子」が育つまちの実現に向け、今後も子育て支援に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた東松山市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に係るアンケート調査、グループインタビュー、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

東松山市長 森田 光一

<目次>

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 本計画における対象範囲	3
第2章 市の子ども・子育てを取り巻く状況	4
1 人口・人口推計	4
2 子育てに関する指標	8
3 幼稚園・保育施設の状況	12
4 子どもの貧困の状況	15
5 ニーズ調査結果	18
6 ヒアリング調査結果	22
7 「ひがしまつやま子ども夢プラン」の検証と評価	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本施策	26
3 施策体系	27
第4章 基本施策と事業の展開	28
基本施策1 就学前における子育て家庭への支援	28
1 地域における子育て支援の充実	28
2 親と子の健康づくりに向けた支援	33
3 教育・保育事業の推進	38
基本施策2 学齢期の子どもたちへの支援	43
1 学校教育など教育環境の充実	43
2 子どもの居場所・体験機会の提供	47
基本施策3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	52
1 障害のある子どもへの支援の充実	52
2 児童虐待・DVなどへの対応	55
3 子どもの貧困対策の推進	58

基本施策4 青年期にかけての支援.....	64
1 健全育成に向けた取組の充実	64
2 若者支援と次代の親の育成	67
基本施策5 子育てを応援する環境づくり	71
1 仕事と子育ての調和の推進	71
2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	74
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	77
1 子ども・子育て支援新制度に基づく内容	77
2 教育・保育事業.....	79
3 地域子ども・子育て支援事業	82
第6章 施策の一覧.....	95
第7章 計画の推進.....	100
1 計画の推進体制.....	100
2 計画の進行管理.....	101
資料編.....	102
1 東松山市子ども・子育て会議条例.....	102
2 東松山市子ども・子育て会議委員名簿.....	104
3 検討経過（会議等の開催状況）	105

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

わが国では、少子化や核家族化が進行し、一人ひとりの価値観やライフスタイルが多様化する中で、家族や身近な地域とのつながりが希薄となり、子育てにおける孤立感や負担感の増加、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもと子育てを取り巻く環境はより複雑化しています。

また、経済的な事情や女性の就業に対する意識の変化などにより、共働き家庭は増加を続けていますが、仕事と子育ての両立を支える制度や意識は浸透しているとは言えない状況にあり、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

市では、平成24年8月成立の子ども・子育て関連3法¹に基づいた教育・保育の需要量の実態に合わせた整備計画である「子ども・子育て支援事業計画」を始めとした、子ども・子育てに関する各種計画を包括した「ひがしまつやま子ども夢プラン」を平成27年3月に策定しました。

これらの計画を通じて、市民が安心して子どもを育てられる環境の整備や市の未来を担う子どもたちへの支援策として、新たな保育施設の開設、延長・休日保育の実施、相談体制の整備、子どもたちの居場所づくりなどに総合的に取り組み、子育てに希望の持てるまちづくりを進めてきました。

令和元年度においては、「ひがしまつやま子ども夢プラン」が最終年度となっていることから、これまでの取組の成果・課題等を踏まえて、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定しました。

この計画に基づいて、更に子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進することにより、社会全体で、切れ目のない「子育て」、「親育ち」の支援の充実を図ることを目的として、子どもの笑顔がより一層かがやく社会を実現することを目指します。

¹ 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

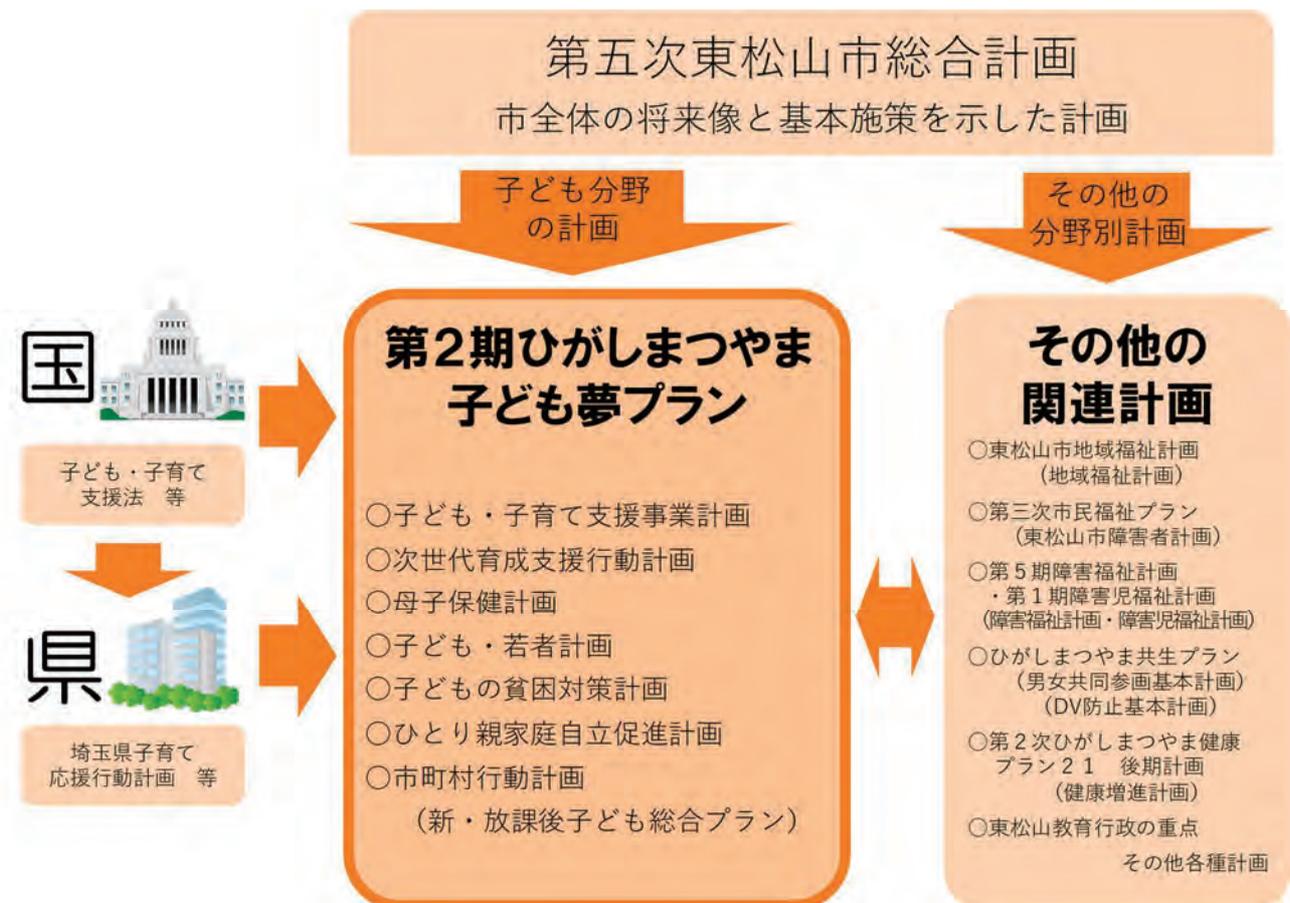
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条²に基づく「子ども・子育て支援事業計画」であって、これまでの「ひがしまつやま子ども夢プラン」（平成27年度～令和元年度）を引き継ぐ計画として策定したものです。

また、本計画は、その他の子育て支援に関連する法律等に基づく「次世代育成支援行動計画」（次世代育成支援対策推進法）、「母子保健計画」（厚生労働省通知）、「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）に加え、「子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）、「ひとり親家庭自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法）、新・放課後子ども総合プランの「市町村行動計画」（文部科学省・厚生労働省通知）として位置づけています。

さらに、本計画は、「第五次東松山市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画（地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画など）や男女共同参画基本計画・DV防止基本計画、教育行政の重点などと整合を図りながら進めていくものです。

◇計画の関連図



² 「市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを期間とする5年計画です。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
ひがしまつやま 子ども夢プラン	第1期計画										
				計画策定		第2期計画					
									計画策定		新計画

4 本計画における対象範囲

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」を含むため、通常の児童の範囲（おおむね18歳まで）を超えた30歳代までを対象とします。



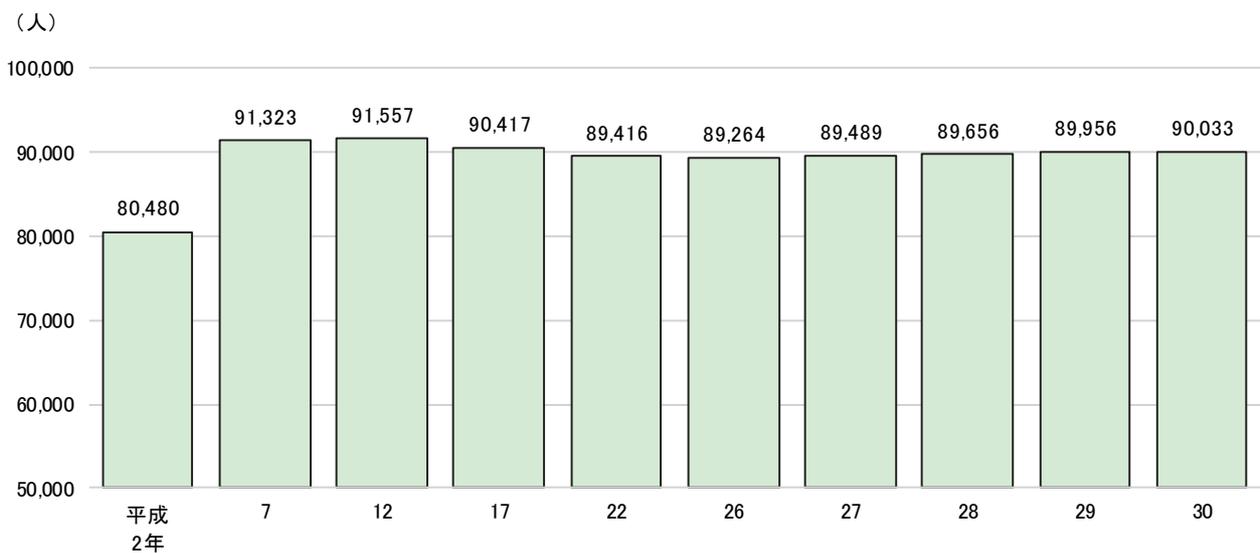
第2章 市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・人口推計

(1) 総人口の推移

市の総人口は、平成2年では80,480人でしたが、平成12年頃に人口のピークを迎えました。その後は緩やかな減少傾向が続いていましたが、平成26年で下げ止まり、以降は緩やかな増加傾向へと転じ、平成30年においては90,033人となっています。

◇総人口の推移



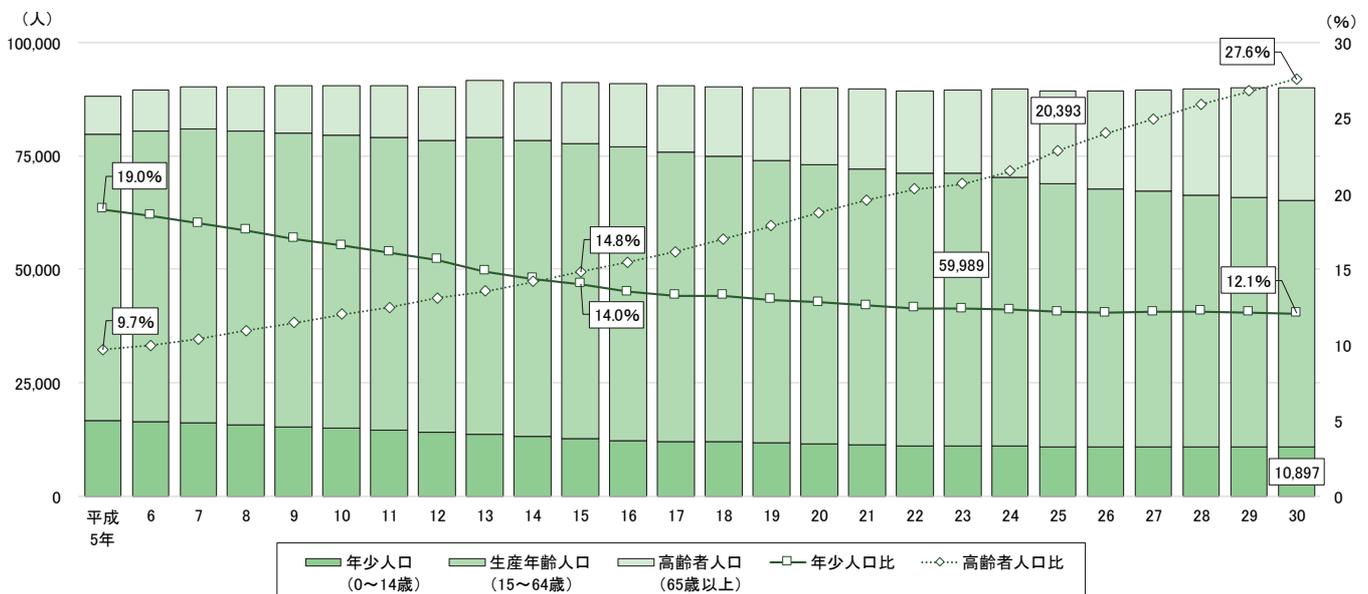
資料：住民基本台帳

(2) 年齢別人口(3区分)の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、平成5年以降、年少人口（0～14歳）は緩やかに減少を続け、平成30年においては10,897人となっています。生産年齢人口（15～64歳）は平成17年以降減少を続け、平成23年において6万人を割り込みました。高齢者人口（65歳以上）は増加を続けており、平成25年において初めて2万人を超えました。

また、比率で見ると、平成5年においては年少人口比が19.0%、高齢者人口比が9.7%と、年少人口比が9.3ポイント上回っていましたが、その後両者は接近し、平成15年において逆転し、年少人口比が14.0%、高齢者人口比が14.8%となりました。その後年少人口比は緩やかな低下、高齢者人口比は上昇を続け、平成30年においては年少人口比が12.1%、高齢者人口比は27.6%となっています。

◇年齢3区分別人口の推移

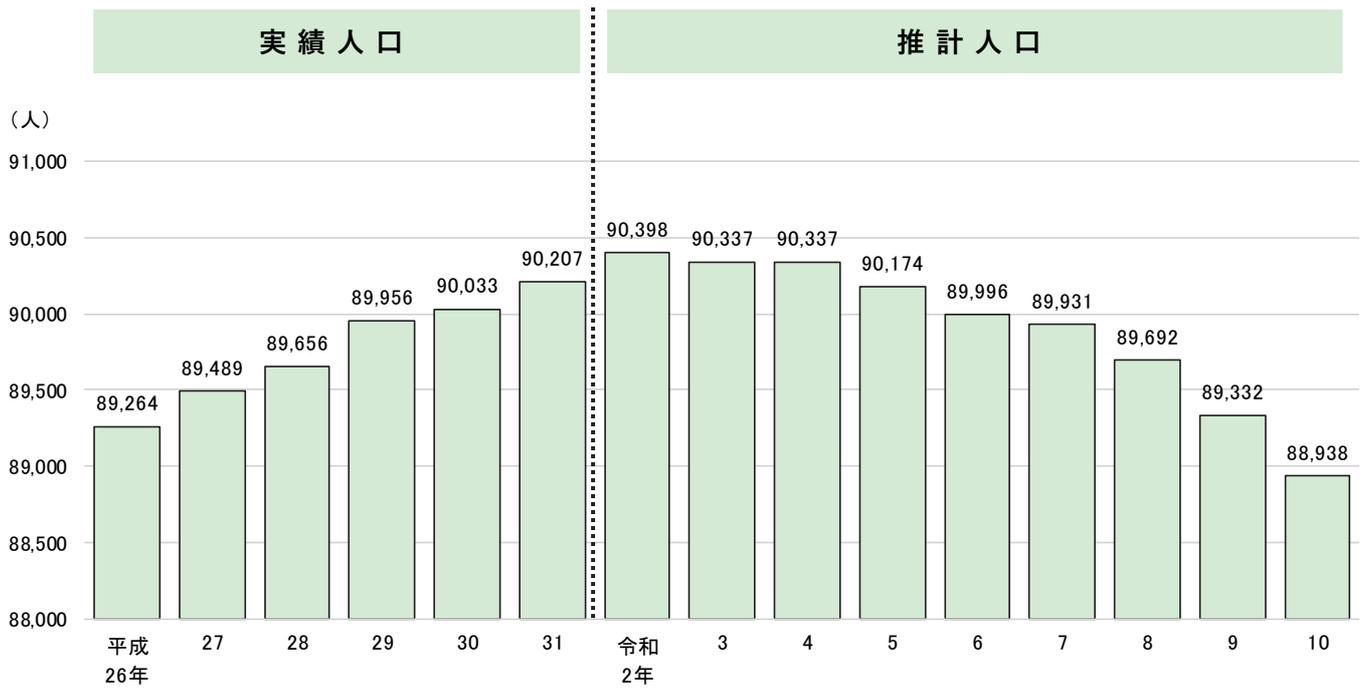


資料：住民基本台帳

(3) 人口推計

市の人口は近年増加を続けており、平成30年には9万人の大台を超えました。しかし、生産年齢人口は減少を続けていることから、令和2年以降に人口は減少し、令和6年には9万人を割り込み、令和10年には89,000人程度になると見込まれます。

◇推計人口の推移



◇年齢3区分別推計人口の推移

実績人口	平成26年	27年	28年	29年	30年	31年
総人口	89,264	89,489	89,656	89,956	90,033	90,207
年少人口	10,821	10,930	10,969	10,928	10,897	10,858
生産年齢人口	57,030	56,258	55,452	54,953	54,299	53,896
高齢者人口	21,413	22,301	23,235	24,075	24,837	25,453

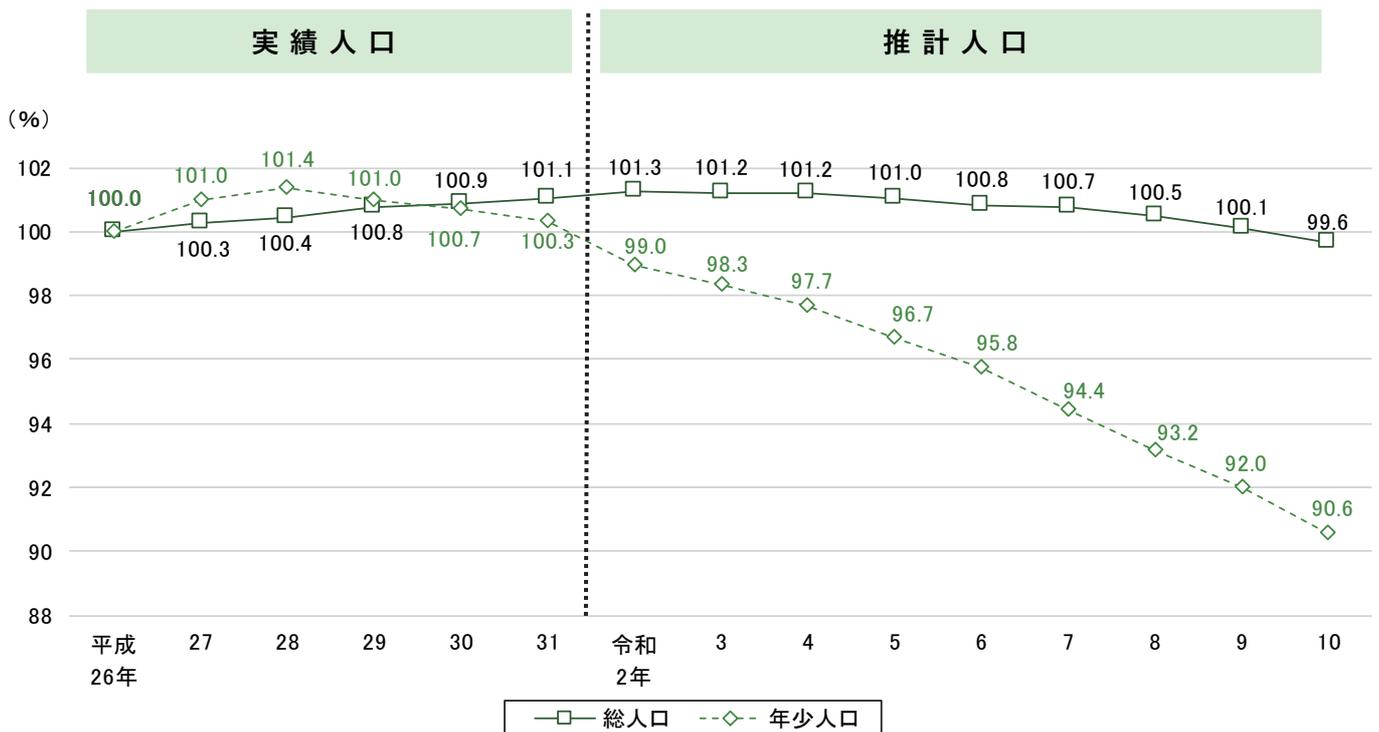
推計人口	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
総人口	90,398	90,337	90,337	90,174	89,996	89,931	89,962	89,332	88,938
年少人口	10,708	10,639	10,572	10,462	10,346	10,218	10,084	9,955	9,803
生産年齢人口	53,480	53,169	52,906	52,682	52,353	52,169	52,033	51,843	51,673
高齢者人口	26,210	26,529	26,859	27,030	27,279	27,544	27,575	27,534	27,462

資料：住民基本台帳

平成 26 年の人口を 100 とした場合の変動率を見ると、総人口は令和 2 年まで緩やかに増加していますが、その後減少に転じ、令和 10 年には 100% を割り込むことが予測されます。

また、年少人口においては、平成 28 年以降減少が続き、令和 10 年には 90.6% となると見込まれます。

◇人口の変動率の推移（平成 26 年を 100 とした場合の割合）



人口推計の方法

実績人口として各年の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法により推計しました。コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。今回のように、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に適した推計方法です。

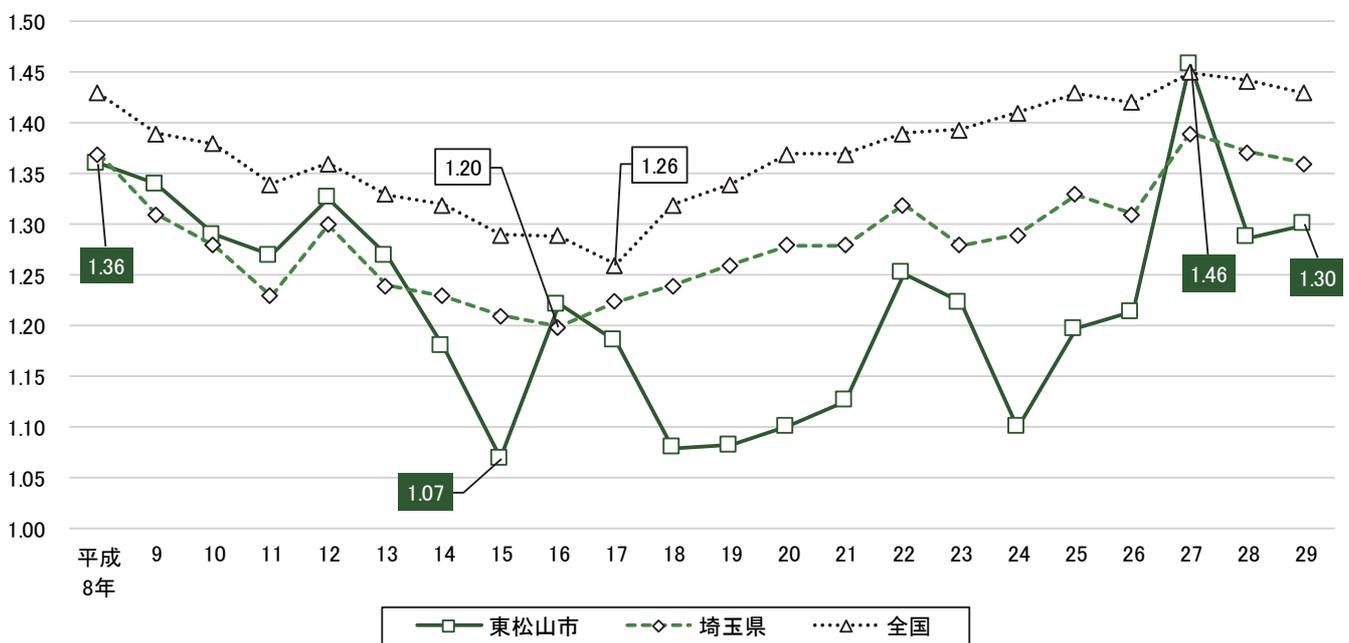
2 子育てに関する指標

(1) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移を見ると、国では平成 17 年に 1.26、埼玉県では平成 16 年に 1.20 まで落ち込んだものの、その後は増加傾向へと転じましたが、平成 27 年をピークに、近年は減少傾向となっています。

市では平成 15 年に 1.07 まで落ち込み、その後は増減を繰り返しながら、上昇傾向にあります。

◇合計特殊出生率の推移



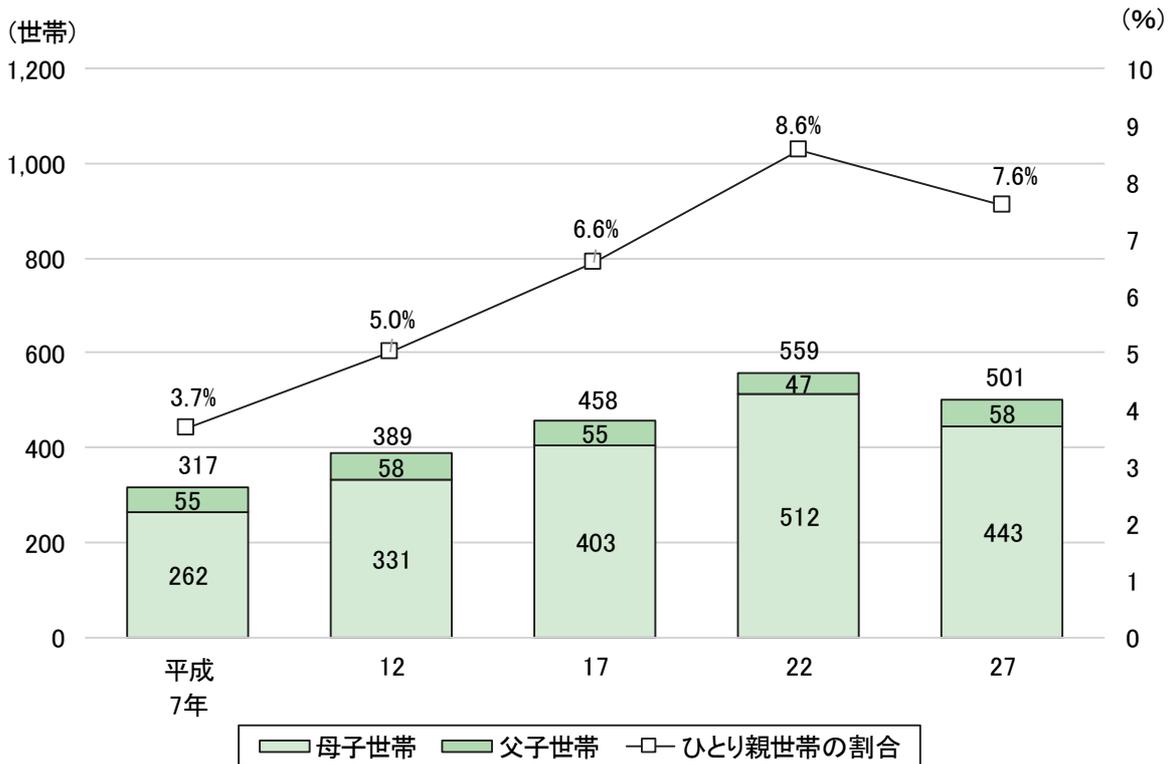
資料：埼玉県

(2) ひとり親世帯の状況

18歳未満の子どものいるひとり親世帯は、平成22年まで増加傾向でしたが、平成27年には501世帯とやや減少しました。

また、核家族世帯に占めるひとり親世帯の割合は、平成7年の3.7%から平成22年まで上昇を続けていましたが、平成27年においては7.6%とやや減少しました。

◇ひとり親世帯数の推移



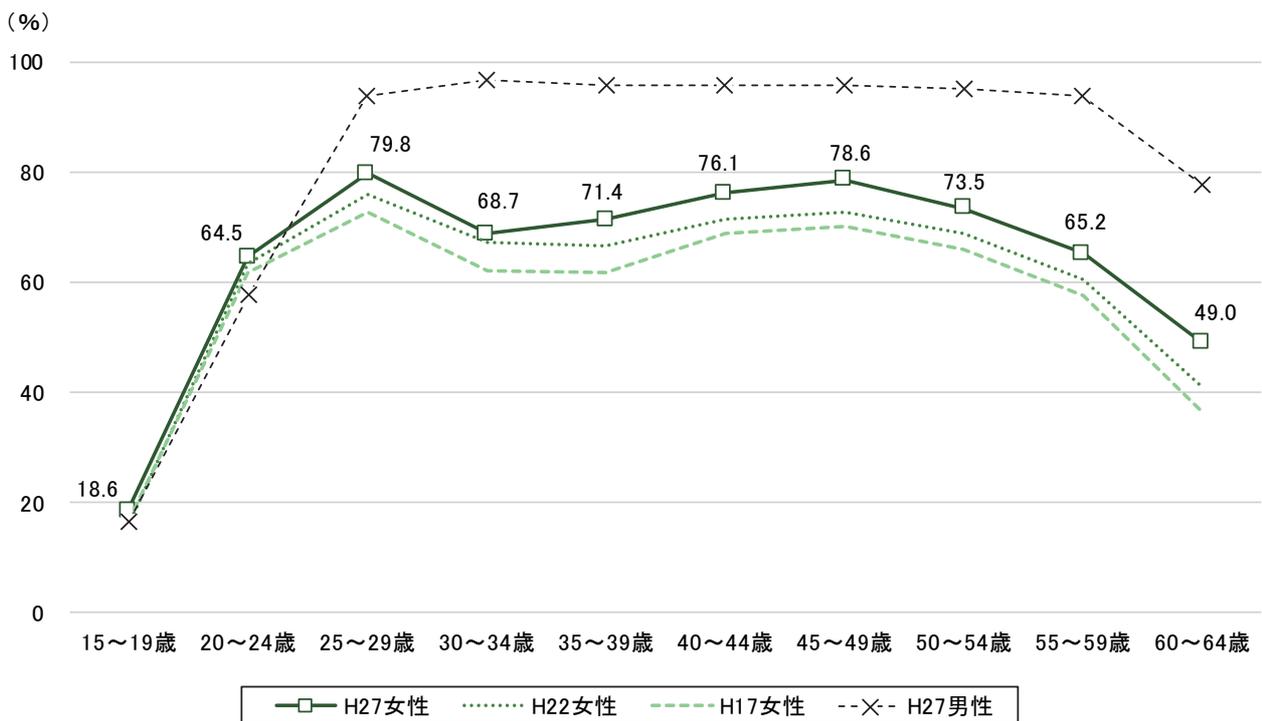
資料：国勢調査

(3) 女性の就労状況

市の労働力率（就業者及び就業意思のある方）は、全国的な傾向と同様に、男性は25歳から59歳までの年代が平らな台形となっているのに対し、女性は結婚・出産・子育て期にあたる30歳代で一旦低下し、その後再び上昇する「M字カーブ」を形成しています。

また、この10年で各年代における女性の労働力率は高まり、「M字カーブ」の底は浅く、勾配も緩やかになっています。これらは、結婚や出産後も就業を希望する人材の増加や、保育所等の整備、企業の育児休業制度の充実などが要因と考えられます。

◇労働力率の比較



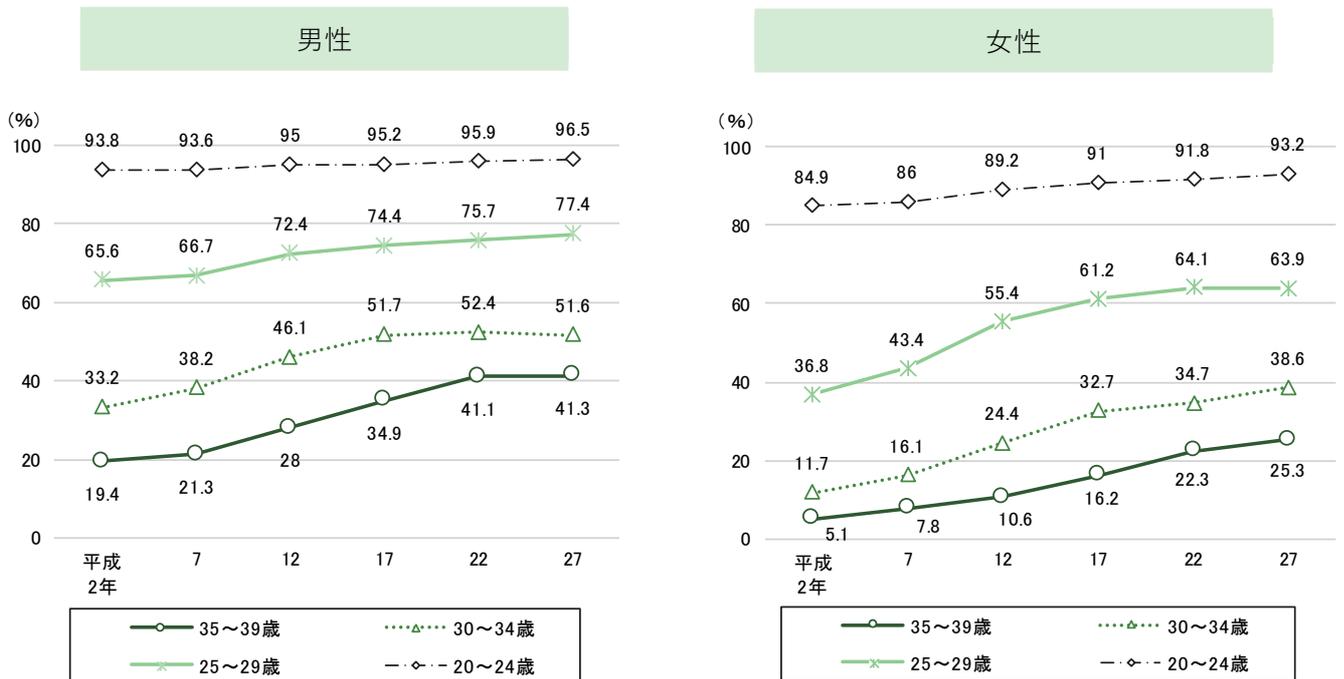
資料：国勢調査

(4) 未婚率の推移

市の平成27年時点の男性の未婚率は、30～34歳で51.6%、35～39歳で41.3%となっており、30代は4割以上の方が未婚者となっています。経年的に見ると、平成22年までは全年代で増加傾向でしたが、平成27年の30～34歳は減少傾向となっています。

女性の未婚率は25～29歳が63.9%、30～34歳が38.6%、35～39歳が25.3%となっており、経年で見ると25～29歳を除いた年代で増加傾向を示しています。

◇5 歳階級別未婚率の推移



資料：埼玉県

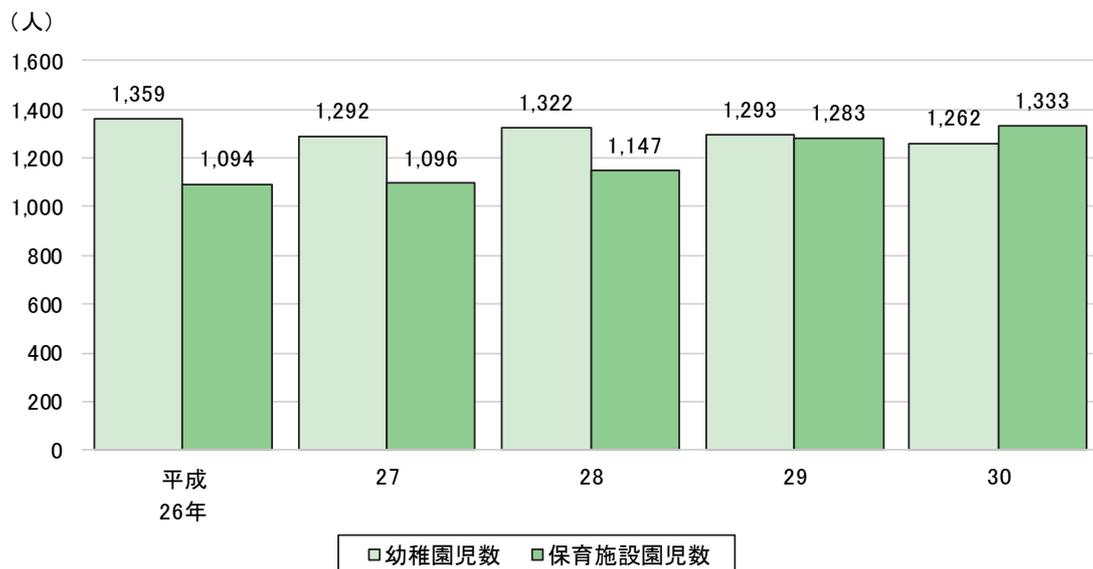
3 幼稚園・保育施設の状況

(1) 幼稚園・保育施設園児数の推移

市内には、平成30年時点で幼稚園が6園、認可保育園が14園、認定こども園が2園、小規模保育事業所が4園あり、幼稚園児数（幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分の児童数をいう。以下同じ。）は1,262人となっており、平成26年に比べ97人減少しています。

一方、保育施設園児数（認可保育園、小規模保育事業所及び認定こども園の保育園部分の園児数をいう。以下同じ。）は平成30年時点で1,333人となっており、平成26年から239人増加しています。

◇園児数の推移



資料：東松山市

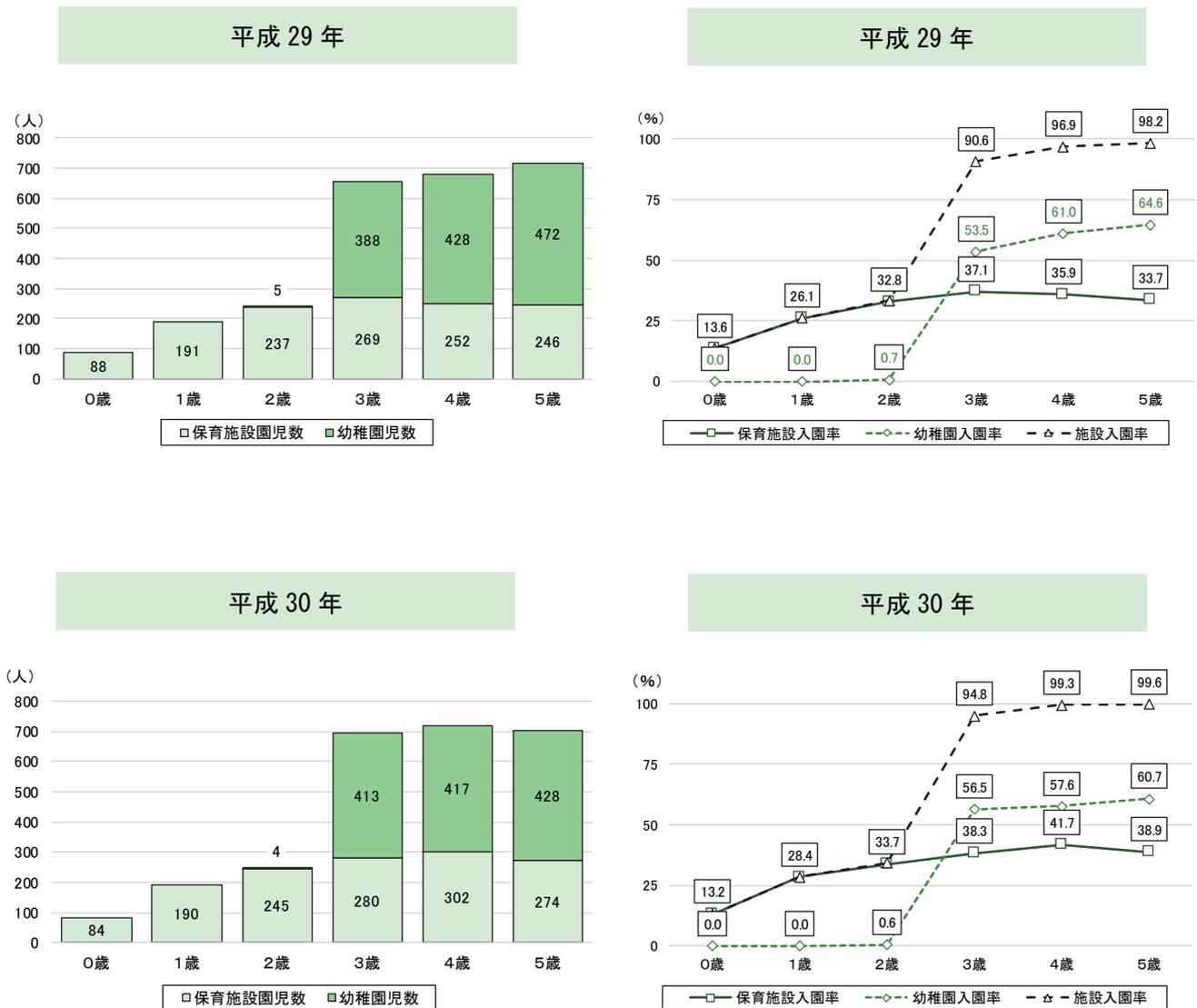


(2) 年齢別園児数の状況

年齢別園児数については、平成30年は全体（0～5歳児）の約6割が幼稚園・保育施設などに通っています。0～2歳児では主に保育施設利用者が1～3割程度、3歳児以降は幼稚園利用者が半数を超え、結果的に3～5歳児では9割以上がいずれかの施設を利用しています。

また、前年と比較すると、1～5歳児の施設入園率が上昇しており、教育・保育ニーズが高まっていることがうかがえます。

◇年齢別園児数の状況

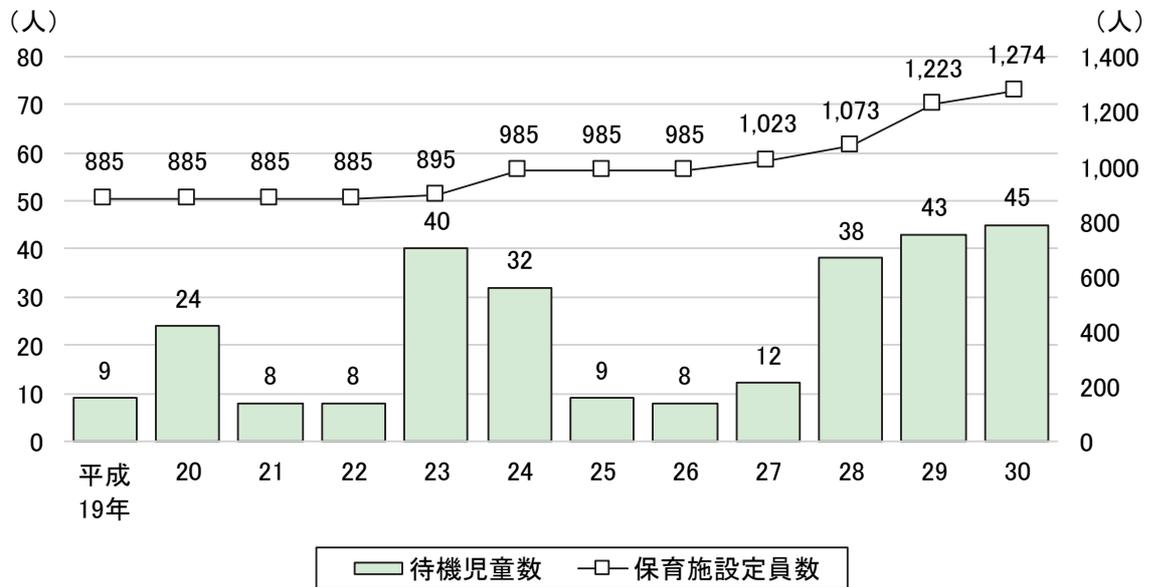


資料：東松山市

(3) 保育施設待機児童の推移

待機児童（各年4月1日）は、平成 26 年には8人まで減少しましたが、その後増加を続け、平成 30 年で 45 人となっています。

◇保育施設待機児童の推移



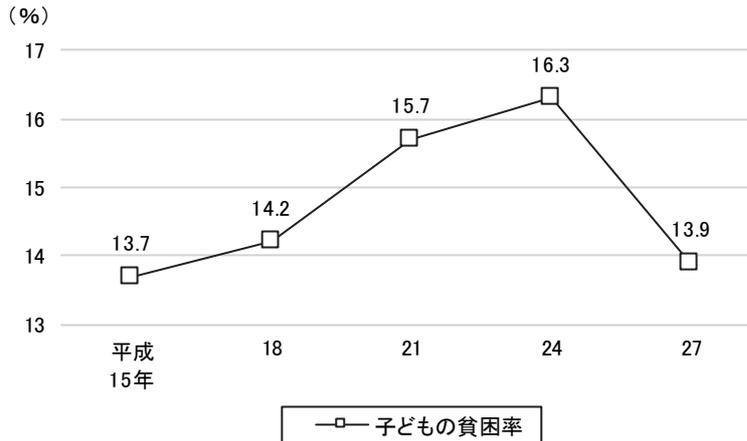
資料：東松山市

4 子どもの貧困の状況

(1) 子どもの貧困率³

子どもの貧困率は、平成15年から24年までの間で2.6ポイント上昇していましたが、平成27年においては13.9%と2.4ポイント改善しました。

◇子どもの貧困率の推移（全国）



資料：平成28年 国民生活基礎調査

³ 子どもの貧困率とは、子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく。

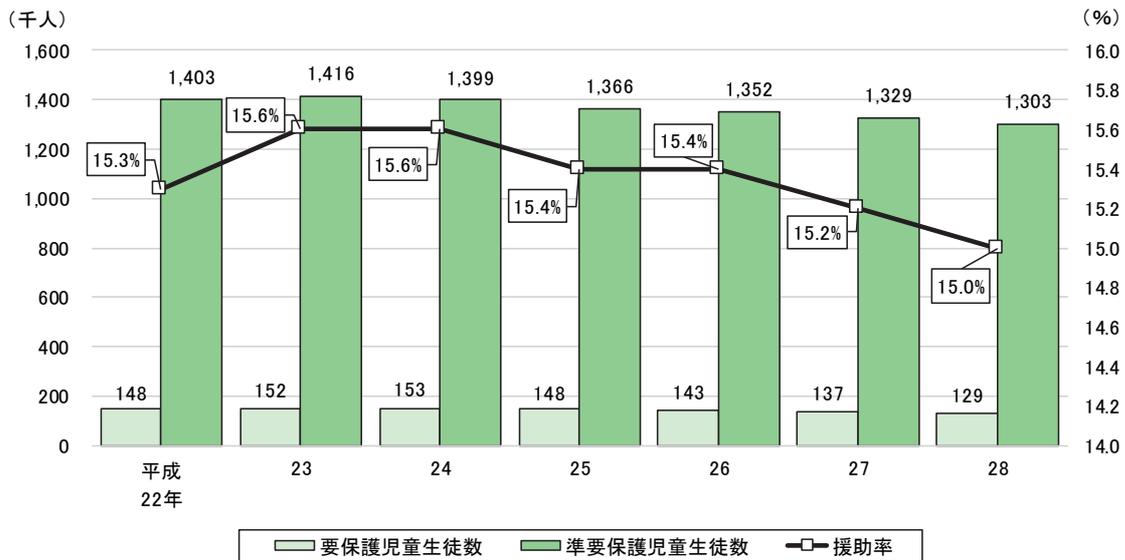
厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」では、個人の1年間の等価可処分所得122万円を貧困線としている。これを、世帯人員数で調整すると、2人世帯で約172万円、3人世帯で約211万円、4人世帯で約244万円（平成28年時点）が貧困線となる。

(2) 就学援助率と進学率の状況

経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助⁴を受けている小・中学生は、平成23年をピークに減少していますが、就学援助率は、15%台を推移しています。

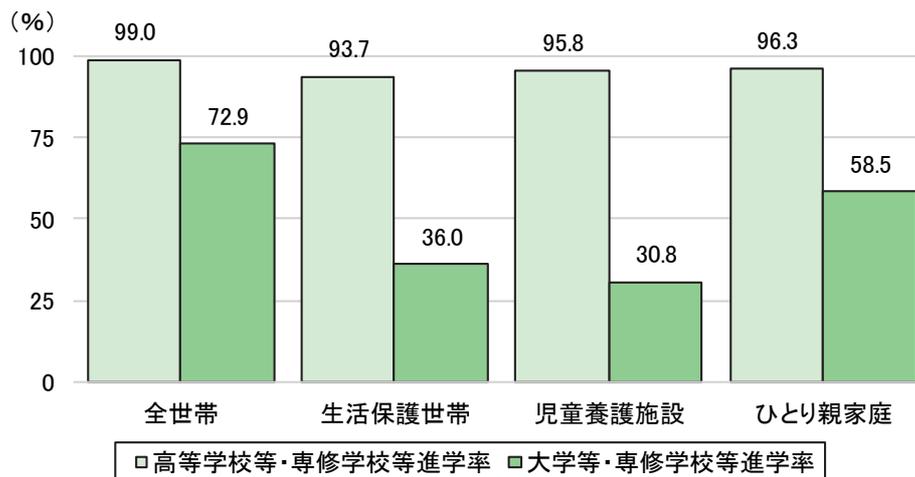
また、高等学校や大学等への進学率を見ると、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもは、全世帯の子どもと比べて、低い水準となっています。

◇要保護・準要保護児童生徒数(全国)



資料：就学援助実施状況等調査

◇各世帯等の子どもの進学率(全国)



資料：平成30年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

⁴ 就学援助とは、生活保護を必要とする世帯、又は生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒（要保護児童／準要保護児童）の世帯を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費など、小・中学校の就学に必要な費用を援助する制度。就学援助率は、要保護及び準要保護児童生徒数を公立小・中学校の児童生徒数で除して算出。

◇市内の教育・保育施設などの状況

東松山市保育施設マップ



5 ニーズ調査結果

(1) 調査目的

令和2年度からの5年間を計画期間とする第2期ひがしまつやま子ども夢プランの策定に向けた準備の一環として、保護者の方に子どもの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などについて、計画に反映させることを目的に、「東松山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」(ニーズ調査)を実施しました。

(2) 調査の種類と調査数

就学前児童の保護者 2,000 人を対象としました。

①調査方法

郵送配布/郵送回収

②実施期間

平成 30 年 12 月 5 日 (水) ~平成 30 年 12 月 17 日 (月)

③回収数と回収率

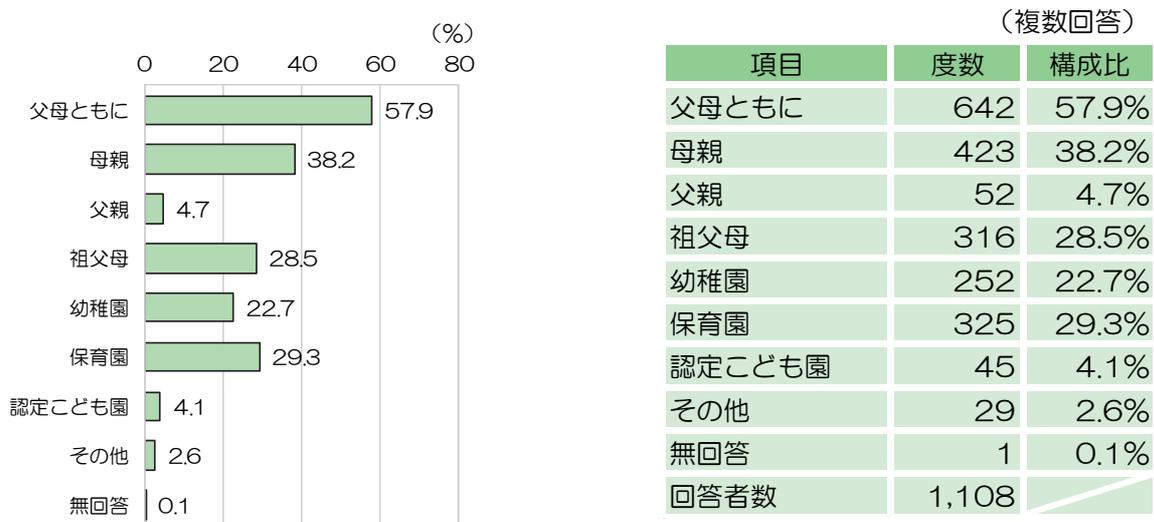
配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
2,000	1,108	55.4%	1,108	55.4%

(3) 調査結果概要

■子育ての育ちをめぐる環境について

問 子育てに日常的に関わっている方について

「父母ともに」が 57.9%と最も高く、次いで、「母親」の 38.2%、「保育園」の 29.3%となっています。

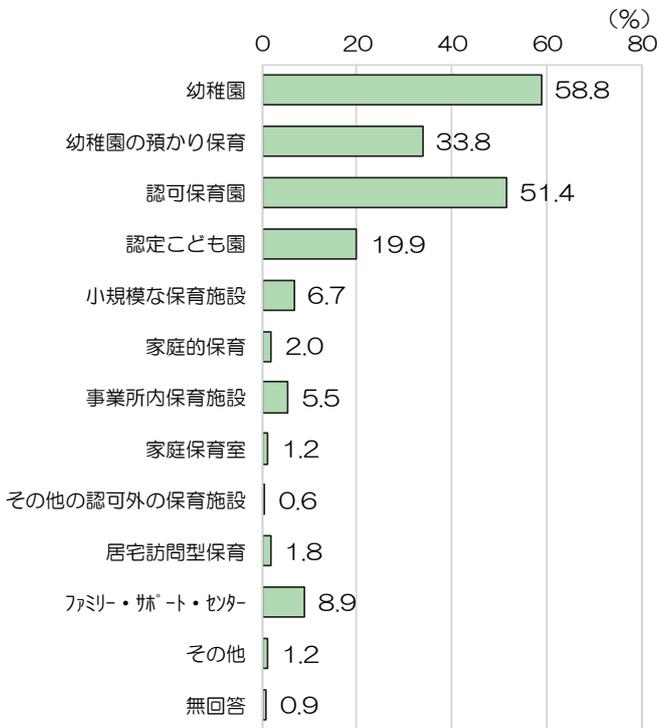


※各項目の構成比は、小数点第2位を四捨五入

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

問 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

「幼稚園」が58.8%と最も高く、次いで、「認可保育園」が51.4%、「幼稚園の預かり保育」が33.8%となっています。



(複数回答)

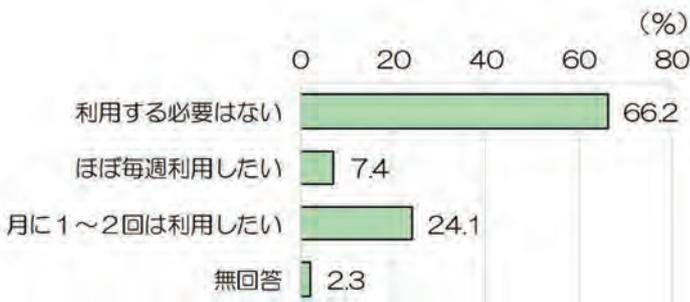
項目	度数	構成比
幼稚園	651	58.8%
幼稚園の預かり保育	374	33.8%
認可保育園	570	51.4%
認定こども園	221	19.9%
小規模な保育施設	74	6.7%
家庭的保育	22	2.0%
事業所内保育施設	61	5.5%
家庭保育室	13	1.2%
その他の認可外の保育施設	7	0.6%
居宅訪問型保育	20	1.8%
ファミリー・サポート・センター	99	8.9%
その他	13	1.2%
無回答	10	0.9%
回答者数	1,108	

■土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

問 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合計した、「土曜日」の利用希望は31.5%、「日曜・祝日」の利用希望は19.5%ありました。

【土曜日の利用希望】



項目	度数	構成比
利用する必要はない	734	66.2%
ほぼ毎週利用したい	82	7.4%
月に1～2回は利用したい	267	24.1%
無回答	25	2.3%
合計	1,108	100.0%

【日曜・祝日の利用希望】



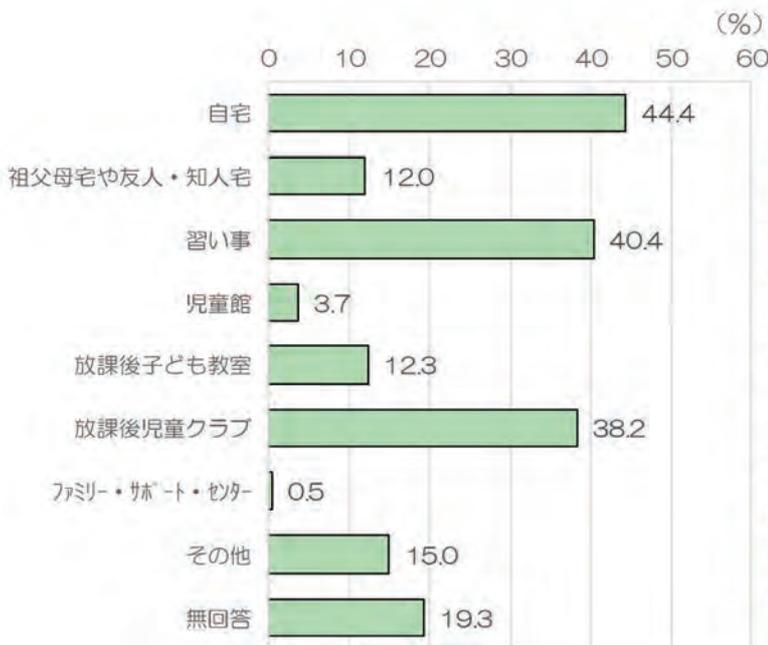
項目	度数	構成比
利用する必要はない	859	77.5%
ほぼ毎週利用したい	26	2.3%
月に1～2回は利用したい	191	17.2%
無回答	32	2.9%
合計	1,108	100.0%

■小学校就学後の放課後の過ごし方について

問 小学校低学年(1～3年生)のお子さんに、放課後をどのような場所で過ごさせたいかについて

小学校低学年の子どもに希望する放課後の過ごし方は、「自宅」が44.4%と最も高く、次いで、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が40.4%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が38.2%となっています。

市にない「児童館」は回答が3.7%となっています。自由記載やヒアリングでは、児童館整備の声がありました。

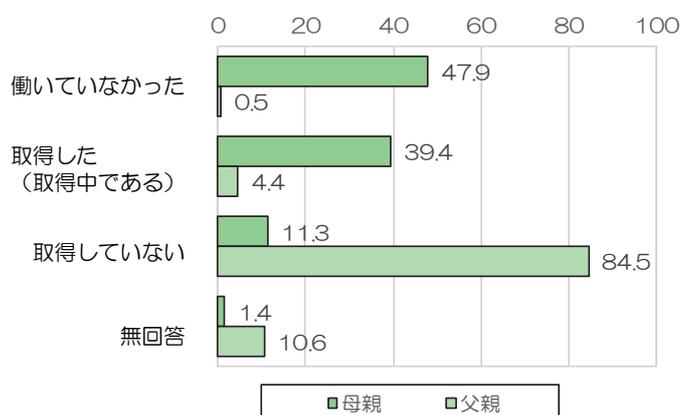


項目	度数	構成比
自宅	166	44.4%
祖父母宅や友人・知人宅	45	12.0%
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	151	40.4%
児童館	14	3.7%
放課後子ども教室	46	12.3%
放課後児童クラブ(学童保育)	143	38.2%
ファミリー・サポート・センター	2	0.5%
その他(図書館、市民活動センター(子どものひろば)、公園など)	56	15.0%
無回答	72	19.3%
回答者数	374	
非該当	734	
合計	1,108	

■職場の両立支援制度について

問 お子さんが生まれた時の両親の育児休暇の取得状況について

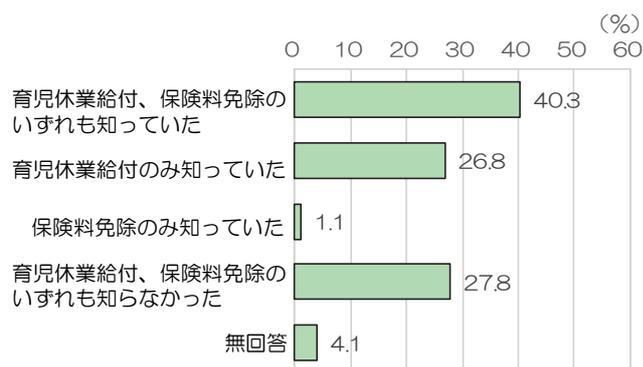
子どもが生まれた時の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」の割合は、母親が39.4%に対し、父親は4.4%と父親の取得割合が低くなっています。また、「取得していない」の割合は、母親が11.3%に対し、父親は84.5%と父親が大きく上回っています。



項目	母親		父親	
	度数	構成比	度数	構成比
働いていなかった	531	47.9%	6	0.5%
取得した（取得中である）」	437	39.4%	49	4.4%
取得していない」	125	11.3%	936	84.5%
無回答	15	1.4%	117	10.6%
合計	1,108	100.0%	1,108	100.0%

問 育児休業給付・保険料免除の仕組みの認知について

育児休業給付、保険料免除の仕組みの認知度については、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が40.3%と最も高く、次いで、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が27.8%、「育児休業給付のみ知っていた」が26.8%となっています。



項目	度数	構成比
育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた	446	40.3%
育児休業給付のみ知っていた	297	26.8%
保険料免除のみ知っていた	12	1.1%
育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった	308	27.8%
無回答	45	4.1%
合計	1,108	

6 ヒアリング調査結果

(1) 大学生ヒアリング

対象：東松山市役所でインターンシップに参加している大学生（10人）

日時：令和元年8月29日（木）午後3時～4時30分 会場：東松山市役所

項目	主な意見
地域での子育てについて	<ul style="list-style-type: none"> 自治会（地域）での子どもへの活動がもっとあるとよい。 子どもの居場所づくり、親の居場所づくりが必要。
子どもの貧困について	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの関心が低いのが問題である。 親の経済的状況も関係があると思うので、親への教育や就労支援も必要。 貧困については、市役所での講演よりも小・中学校でやるべき。
ひきこもり等について	<ul style="list-style-type: none"> SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に夢中になってしまうのが原因の一つではないか。 どのように早期発見をするかが課題である。 親の子への接し方を考える必要がある。

(2) 子育てサークル等の利用者及び運営スタッフ ヒアリング

①ほっこりカフェ

対象：利用者（22組46人）

日時：令和元年11月7日（木）午前10時～11時30分 会場：若松町公会堂

②大岡子育てひろば ちゃお

対象：利用者（3組6人）及び運営スタッフ（4人）

日時：令和元年11月12日（火）午前10時～11時 会場：大岡市民活動センター

項目	主な意見
遊び場や子育て支援サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> 公園に遊具がなかったり、水遊びができる場が少なかったりと、子どもが外で遊べる場が少ない。遊び場の近くの駐車場やトイレが足りないと思う。 ソーレ・マーレでは小学生は利用できないため、下の子と一緒にいっても付添い扱いとなり、一緒に遊べない。 「ほっこりカフェ」はすごく楽しい会で、手作りの料理やおもちゃがあってうれしい。 「ちゃお」は近くて利用しやすく、同世代の子とふれあえるのがよい。離れている拠点に、小さい子を連れて行くのは不安がある。 リフレッシュチケットについて、保育園に1日預けたらかわいそうと言われ、使いづらくなったと聞いたことがある。また、絵本や育児用品が買えるなど、使い道を増やしてほしい。
経済的支援関係	<ul style="list-style-type: none"> 公費以外の予防接種の助成があるとよい。 高校生までの医療費の無償化はありがたい。

7 「ひがしまつやま子ども夢プラン」の検証と評価

「ひがしまつやま子ども夢プラン」は、計画期間が平成27年度から令和元年度までの子ども・子育て関連3法に基づく計画で、毎年、検証と評価を実施しています。平成30年度までの主な検証・評価は以下のとおりです。

(1) 就学前における子育て家庭への支援

子育ての重要な場である地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターマーレの高坂地区への移転、ソーレやまつやま保育園の改修により利便性を高めるとともに、拠点会議の開催などにより連携強化を図りました。

多様な子育て支援としては、多くの子育て関係団体や近隣大学との協働と、中・高校生ボランティアの参加による子育てイベントを行いました。また、新たなサービスとして、子育て支援アプリを導入したほか、リフレッシュチケットやブックスマイル事業を実施し、更なる子育て支援サービスの充実に取り組みました。

安心して子育てできる環境づくりとしては、妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談等に対応する子育て世代包括支援センターの開設や、子育てコンシェルジュの配置により、きめ細かな相談等に対応できる体制づくりを推進しました。

教育・保育事業の推進については、新たな認可保育園や小規模保育事業所の開設により、定員増を図りました。

療育支援訪問事業やショートステイ事業については、具体的な進展には至りませんでした。延長保育や休日保育を実施し、多様な保育サービスの充実を図りました。

(2) 学齢期の子どもたちへの支援

学校教育など教育環境の充実については、少人数教育「すにいかあプラン」や小中一貫校を継続したほか、近隣大学と連携したスポーツ教室や小学校芸術鑑賞会等により次世代を担う青少年に広く文化芸術の魅力を伝えました。

子どもたちの居場所・体験機会の提供については、7つの各市民活動センター内に、放課後等の時間を自由に過ごせる場として、子どものひろばを設置し、年間2万人程度の子どもたちが過ごしています。また、放課後子ども教室⁵を4校から10校に、放課後児童クラブ⁶を13施設から17施設に増やすなど、計画的に整備を推進しました。

そのほか、様々な問題を抱える子どもへ対応するため、スクールカウンセラーや総合教育センターによる支援を行いました。

子どもの心身の成長につながり、地域における子どもの拠点となる児童館については、引き続き検討を行います。

⁵ 放課後子ども教室についての説明は、92ページを参照。

⁶ 放課後児童クラブについての説明は、92ページを参照

(3) 困難を抱える子どもや家庭への支援

障害のある子どもへの支援の充実については、統合保育実施会議を行い、一人ひとりの特性に応じた受入れ体制の充実や、専門職による保育園の巡回訪問を実施し、支援を行いました。

児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）などへの支援については、近年増加傾向にある児童虐待に対応するため、東松山市要保護児童対策地域協議会⁷によるケース進行管理会議の回数を増やす等、関係機関の連携強化を推進しています。そのほか、市民向けの「怒鳴らない！子育て練習講座」や女性相談を実施し、児童虐待等の未然防止への取組を推進しました。

(4) 青年期にかけての支援

健全育成に向けた取組の充実については、東松山モデル「つなぐ」の仕組みを構築するとともに、愛の一声運動を継続実施し、埼玉県「街の応援団事業」と連携させ、日本ガーディアンエンジェルズと合同でパトロールを実施しました。

有害環境の排除としては、各小・中学校において、携帯電話やスマートフォンの安全な使用についての講座等を実施しました。

若者支援と次代の親の育成については、中学生を対象にした職場体験や、乳幼児とのふれあいの推進として赤ちゃん抱っこ体験を市内5中学全てにおいて実施しました。

若い生活困窮者からの相談には、就労支援員やハローワークと連携して就労支援を行いました。

(5) 子育てを応援する環境づくり

仕事と子育ての調和の推進については、埼玉県と共催し、「女性向け就職支援セミナー&個別就職説明会」を開催する等、就労支援と再就職のための情報提供を行いました。また、男女共同参画の意識啓発のための講座開催や、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりの働きかけを行いました。

安全で子育てしやすい生活環境の整備については、新規に設置した公園等の公共施設のバリアフリーの推進を行うほか、防災フェアを実施し、災害に対する危機管理意識の向上を図りました。

子育て家庭への経済的支援については、こども医療費助成制度の対象年齢を15歳から18歳まで拡大し、児童の健やかな成長につながる取組を行いました。

⁷ 虐待など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、福祉事務所、警察など地域の関係機関などによって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦の支援も行う。市では、平成20年4月に設置。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「ひがしまつやま子ども夢プラン」では、子どもが未来を創る架け橋となる基本的な考え方を受け継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、「親・子ども・地域が手をつなぎ安心して子育てできるまち 東松山」の基本理念を定めました。

第2期計画となる本計画では、前計画の基本的な考え方を継承し推進するため、「子どもの笑顔かがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山」を基本理念としました。

この基本理念にのっとり、市における「子育て」、「親育ち」の支援を充実させ、社会全体がつながり、子どもが心身ともに健やかに成長し、まち中に子どもの笑顔かがやき、また、親も地域の人々も安心して子育てし、その楽しさや喜びがあふれるまちになるよう、必要な施策の推進を図ります。

基本理念

子どもの笑顔かがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山



2 基本施策

本計画の基本理念を実現するため、以下の5つの基本施策のもとに本計画を推進します。

基本施策 1 就学前における子育て家庭への支援

妊娠・出産から乳幼児期を通じて、親子がともに健やかに育まれるよう各種健康診査や保健指導、相談体制を充実し、小児医療体制等の周知を図るとともに、子と親の育ちを支援する地域づくりを推進します。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく就学前の教育・保育の充実、各種子育て支援サービスの充実に取り組みます。

基本施策 2 学齢期の子どもたちへの支援

学校においては、学齢期の子どもたちに、確かな学力と自立する力や豊かな心と健やかな体を育む教育を充実します。

また、保護者が安心して就労を継続でき、地域で子どもたちが健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が連携して、子どもが自ら学び、遊ぶことのできる居場所づくりや、多様な体験活動に取り組むとともに、子どもの悩みや不登校などへの対応を充実します。

基本施策 3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

障害のある子どもの教育・保育や地域生活の支援を充実し、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対し、地域で孤立しないよう支援を継続します。

また、子どもの権利擁護・虐待防止に関する施策やDV（ドメスティック・バイオレンス）などへの対応を推進します。

あわせて、近年社会問題となっている子どもの貧困に対しては、教育の支援や経済的な支援等の取組を推進し、貧困の連鎖を断ち切るために総合的な支援を行います。

基本施策 4 青年期にかけての支援

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、地域と連携した非行防止の取組を充実し、子どもの心身に悪影響を与える様々な有害環境の排除に取り組みます。

また、青少年が将来において社会生活を円滑に営み、次代の親として育まれるための施策を推進します。

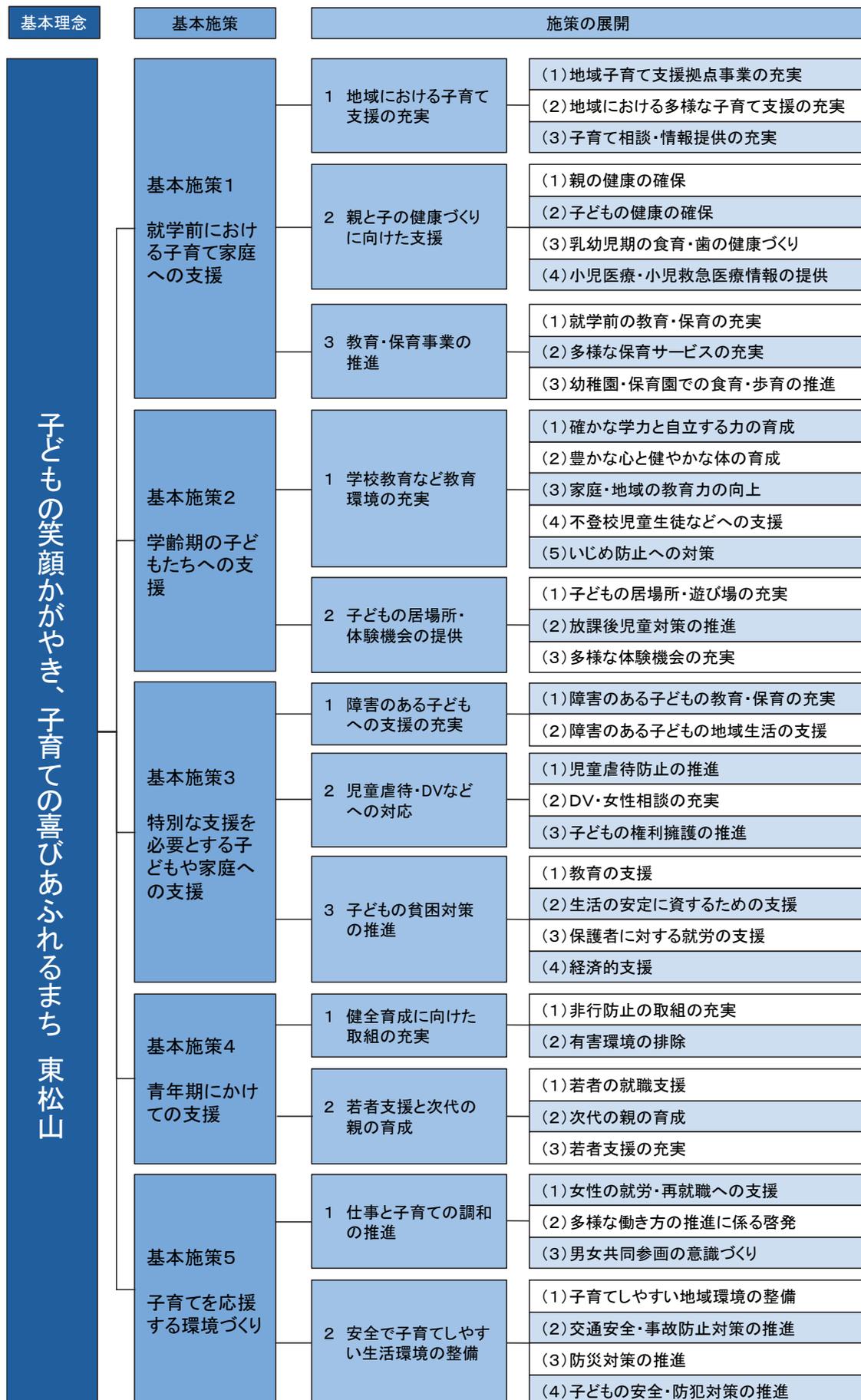
基本施策 5 子育てを応援する環境づくり

女性の就労・再就職への支援を充実するとともに、ワーク・ライフ・バランス⁸の考え方を基本に、全ての人が仕事と家庭に生きがいをもてるよう、子育てしやすい就労環境づくりや笑顔あふれる家庭環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。

また、親子が安全に、安心して地域で生活できる環境整備を行います。

⁸ 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

3 施策体系



第4章 基本施策と事業の展開

基本施策1 就学前における子育て家庭への支援

1 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族の増加や地域のつながりの希薄化などが指摘されている中、子育て支援センターソーレ・マーレを中心とした地域子育て支援拠点等だけでなく、社会全体で子育て中の親の不安感等を軽減し、子どもの育ちと親の子育てを支えることが重要となっています。

市では、放課後児童クラブによる子育て支援事業の取組、東松山市社会福祉協議会や個人・団体による子育てサロンといった活動のほか、NPO 法人東松山子育てねっとなどの子育て関係団体と連携して、「このゆびと～まれ！フェスタ」などのイベントを開催しています。今後もそれぞれの活動や子育て支援ネットワークの充実を図ります。

このほか、在宅子育て家庭のためのリフレッシュチケット事業やブックスマイル事業を実施し、子育て支援サービスの更なる充実に取り組んでいます。

子育て相談や情報提供に関しては、子育てコンシェルジュの配置によりきめ細かな相談への対応や、子育て支援アプリの導入によりタイムリーな情報発信ができるようになりましたが、引き続き、相談体制の充実などの多様な子育て支援の取組を推進する必要があります。

【施策の体系】



(1) 地域子育て支援拠点事業の充実

(1) ※

事業名	1. 地域子育て支援拠点事業の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。 《量の見込み P83》

(2)

事業名	2. 幼稚園・保育園などでの子育て支援事業の周知
担当課	子育て支援課
事業内容	幼稚園・保育園などでは地域子育て支援拠点事業と同様に子育て支援事業を実施していることから、ホームページなどで周知を図り、支援をしていきます。

(2) 地域における多様な子育て支援の充実

(3)

事業名	1. 子育てサークル・ネットワークへの支援
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに関わるサークルへの支援と、サークル同士が連携し、より実効性のある活動となるようネットワークへの支援を行います。

(4)

事業名	2. 地域における子育て支援活動への支援
担当課	子育て支援課
事業内容	地域において開催されている子育てサロンなど、多様な子育て支援活動への支援を行います。 子育て関係団体や近隣大学との協働により、地域ぐるみで子育て支援活動に取り組みます。

※ 各表の右上の数字は事業の通し番号を表します。

(5)

事業名	3. ファミリー・サポート・センター事業の周知
担当課	子育て支援課
事業内容	児童の送迎支援や預かりなど育児援助を受けたい親（利用会員）と、育児援助を行うことを希望する方（協力会員）との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。 《量の見込み P88》

(6)

事業名	4. パパ・ママ応援ショップの周知
担当課	子育て支援課
事業内容	埼玉県が実施しているパパ・ママ応援ショップ ⁹ について、ホームページや子育て支援アプリなどで、優待制度や利用方法の周知を図ります。

(7)

事業名	5. 託児付き講座・講演会等の実施
担当課	子育て支援課・人権推進課・社会教育課
事業内容	ボランティアの協力による託児制度の実施や利用を促し、子育て家庭が講座・講演会等に参加しやすい環境を整えます。 また、図書館では利用者向けの託児サービスを実施し、子育て家庭の図書館利用を支援します。

(8)

事業名	6. 三世代交流の推進
担当課	子育て支援課・健康推進課（保健センター）
事業内容	子育て支援センターや保育園・幼稚園・母子愛育会の活動などで、世代間交流の機会を充実します。

⁹ 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども又は妊娠中の方がいる家庭に配布しているパパ・ママ応援ショップ優待カードを協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度。

(9)

事業名	7. ブックスマイル事業の推進
担当課	子育て支援課・社会教育課・健康推進課（保健センター）
事業内容	ブックスタート ¹⁰ やセカンドブック ¹¹ により、絵本を介して親子で心ふれあうひとときや心豊かな時間を持つきっかけづくりに取り組みます。 また、親が子に読み聞かせた本を記録するブックスマイル通帳やブックリストの配布など、子育ての中に読書を取り入れる取組を推進します。

(10)

事業名	8. リフレッシュチケット事業の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	子どもを在宅で養育する保護者に対して、市が一時保育等の子育て支援サービスの費用を負担することにより、リフレッシュの機会の提供と育児負担の軽減を図ります。

(3) 子育て相談・情報提供の充実

(11)

事業名	1. 子育てコンシェルジュの展開
担当課	子育て支援課
事業内容	子育て支援課や子育て世代包括支援センターにおいて、子育て支援に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、地域子育て支援拠点等への積極的な訪問による相談支援やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を行います。

¹⁰ 赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする活動で、乳児健診時に、絵本の読み聞かせとプレゼントを行う。

¹¹ 3歳になると急速に言葉の発達が進む（読み聞かせ黄金期）と言われており、絵本を通して健やかに成長することを願って、3歳児健診時に市内図書館で絵本と引換えのできるチケットを配布する。

(12)

事業名	2. 家庭児童相談室の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、子どもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

(13)

事業名	3. 民生・児童委員との連携
担当課	子育て支援課・社会福祉課
事業内容	各地区の主任児童委員を中心とした、子育てに関する悩みを抱えている家庭への訪問やウエルカムベビー訪問事業 ¹² への協力などにより一層の連携を図ります。

(14)

事業名	4. 家庭教育アドバイザーとの連携
担当課	子育て支援課
事業内容	埼玉県が実施している子育てに関する不安や悩みを持つ親などに対してアドバイスや相談支援、「親の学習」指導者として活動する家庭教育アドバイザーと連携を図り、気軽に相談できる相談体制を充実します。

(15)

事業名	5. 子育てハンドブック「こあらブック」の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに関する様々な情報を掲載した子育てハンドブック「こあらブック」の内容を充実させ、わかりやすい情報提供を行います。

(16)

事業名	6. 子育て支援情報の発信
担当課	子育て支援課・広報広聴課
事業内容	子育てに関する様々な情報について子育て関係のホームページを通じ、わかりやすい情報提供を行います。また、市のツイッターなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用します。

¹² 東松山市在住の生後3か月の子どもがいる家庭に、「東松山市に生まれてきてくれてありがとう」の気持ちを届け、身近な相談相手として子育ての応援をするために、平成28年9月から地域の主任児童委員が訪問する事業。

2 親と子の健康づくりに向けた支援

【現状と課題】

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、家族関係の複雑化などの背景から、身近に相談する相手がいなく、育児について一人で悩んでいる妊産婦も少なくありません。市では、「第2次ひがしまつやま健康プラン21(後期計画)」により、各種健診や相談援助等の母子保健事業を推進し、親と子どもの健康づくりを支援しています。

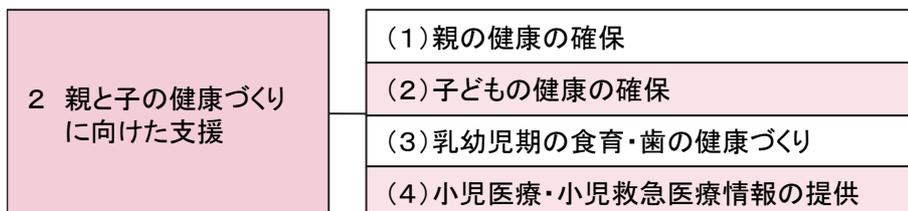
平成29年4月には健康推進課(保健センター内)に子育て世代包括支援センターを設置し、専任の助産師などが、妊娠期から子育て期の一人ひとりの状況に応じたサービスの利用支援や、きめ細かい情報提供を実施し、安心して子育てできる環境づくりを進めました。

親と子どもの健康の確保については、乳幼児の食育や歯の健康づくり、子育て支援センターでの母子愛育会との発育測定等にも積極的に取り組みます。

小児医療に関しては、子どもが突発的な事故や病気のために、適切な医療を受けることができるよう比企地区こども夜間救急センターや東松山消防署などの関係機関と連携し、救急医療体制の整備に取り組んでいます。

今後も、子どもの救急ミニガイドブックや埼玉県救急電話相談(#7119番)などの小児救急に関する情報について、周知を図る必要があります。

【施策の体系】



(1) 親の健康の確保

(17)

事業名	1. 「第2次ひがしまつやま健康プラン21」の推進
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	「第2次ひがしまつやま健康プラン21」に基づき、世代別行動目標や取組の方向性を意識した健康づくりを推進します。

(18)

事業名	2. 子育て世代包括支援センターの運営 （母子健康手帳の交付と相談）
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、母親が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、正しい知識の普及や不安・悩みの解消、仲間づくりなどを支援します。

(19)

事業名	3. 妊婦健康診査の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	妊婦や胎児の健康状態、発育状態を定期的に確認し、安心安全な出産を迎えられるように妊婦健康診査を実施し、健診費用を助成します。 《量の見込み P84》

(20)

事業名	4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関することなどの相談に応じたり、子育て支援に関するサービスの情報提供などを行います。 《量の見込み P85》

(21)

事業名	5. 養育支援訪問事業の検討
担当課	子育て支援課・健康推進課（保健センター）
事業内容	子育てについて不安や孤立感を抱えている家庭などを訪問し、養育に関する相談や指導、家事援助などの支援を行う養育支援訪問事業の実施を検討します。 《量の見込み P86》

(22)

事業名	6. 妊活・不妊・不育に対する支援
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	妊活応援助成事業（不妊治療助成）を実施し、不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担軽減を図るとともに、不妊検査費・不育症検査費の助成を行うことにより、少子化対策及び次世代育成支援の推進を図ります。

(23)

事業名	7. パンダ教室（親子教室）の開催
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	就学前の心身の発育に心配のある子どもと親を対象に、小グループでの活動を通じて発達を促す教室を開催します。また、同じ悩みを持つ親同士の交流を促し、不安の軽減を図ります。

(2) 子どもの健康の確保

(24)

事業名	1. 乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児）の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	乳幼児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長と病気の早期発見や養育者の育児不安の軽減を図ります。また、健康診査の結果、必要な乳幼児に対して発達相談、精密検査などを行います。

(25)

事業名	2. 家庭訪問による支援
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	支援が必要とされる家庭に、必要に応じて保健師が訪問し、母子の健康や養育について相談と指導を行います。

(26)

事業名	3. 乳幼児健康相談、赤ちゃん相談・こども相談
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	乳児から就学前の子どもまで、広く相談を行います。子どもの健康面だけでなく、親の育児に関する相談も行います。

(27)

事業名	4. 予防接種の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	予防接種法に定められている子どもの定期予防接種を市内の医療機関において行います。

(28)

事業名	5. 民生・児童委員との協働
担当課	社会福祉課
事業内容	民生・児童委員と連携し、子育て家庭に対して相談や助言、情報提供を行います。

(3) 乳幼児期の食育・歯の健康づくり

(29)

事業名	1. 2歳児歯科健康診査の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	母子保健法に定められている健康診査のほかに、幼児のむし歯予防を目的に2歳児歯科健康診査を実施します。

(30)

事業名	2. 歯科口腔保健の推進に関する条例の推進
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、子どもと親の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進します。

(31)

事業名	3. 乳幼児期の食育、離乳食の指導の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	両親学級や乳幼児健康診査などの機会を活用し、乳幼児期の食育や離乳食の指導などを行います。

(32)

事業名	4. こどもクッキング・栄養相談の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	子育て家庭に対して、こどもクッキングなどの機会を通じて食育を推進します。また、栄養士による食育に関する相談を行います。

(4) 小児医療・小児救急医療情報の提供

(33)

事業名	1. 子どもの事故防止などの啓発
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	子どもに起こりやすい事故や症状について、予防法や対処法などの啓発を行います。

(34)

事業名	2. 身近な小児科・産婦人科に関する医療情報の提供
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	市内外の小児科や産婦人科などについての最新の情報について、広報紙やホームページなどを活用しながら周知を図ります。

(35)

事業名	3. 小児救急医療情報の提供
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	子育てをしている家庭に対して、休日当番医、比企地区こども夜間救急センター、休日歯科センターなどの小児救急医療体制の周知を図ります。

(36)

事業名	4. 子どもの救急ミニガイドブックの周知
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	埼玉県が作成した子どもの救急ミニガイドブックや埼玉県救急電話相談（#7119番）などの小児救急に関する情報の周知を図ります。

3 教育・保育事業の推進

【現状と課題】

幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくなど、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得する段階に当たります。

市では、待機児童の解消という大きな課題の解決に向けて、第1期計画期間中に、認可保育園3施設、認定こども園2施設及び小規模保育事業所7施設の開設により定員増を図ったほか、企業主導型保育事業所2施設の開設を支援しました。なお、教育・保育の需要については、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化による影響を注視していく必要があります。

今後、保護者の就労状況等の多様化に伴い、少子化が進行する中においても、延長保育や休日保育、一時保育等の一定の需要が続くことが予想されます。引き続き、各事業の推進を図るとともに、多様なサービスの充実策として、ショートステイ等の事業について検討します。

また、子どもたちの健やかな心身の成長を支援するため、世代間交流による食事作りや、「食育だより」の毎月刊行など、食育の推進に取り組んでいるほか、平成30年8月には近隣大学と提携し、「てくてくわくわく歩育ブック」を発行するなど、歩育の推進に取り組みました。幼児期の健康の基本と考えられる「栄養」と「運動」の側面から、様々な機会を通じて、幼稚園・保育園などにおいて、更なる食育・歩育の普及促進を図っていく必要があります。

【施策の体系】



(1) 就学前の教育・保育の充実

(37)

事業名	1. 認可保育園の充実
担当課	保育課
事業内容	保育を必要とする子どもへの対応として、必要に応じ認可保育園の定員の拡大を図ります。

(38)

事業名	2. 地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実
担当課	保育課
事業内容	地域における多様な保育ニーズへの対応のほか、保育需要の高い低年齢児の子どもへの対応のため、地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実を図ります。

(39)

事業名	3. 私立幼稚園等への入園に対する補助
担当課	保育課
事業内容	3歳以上の子どもについて、保育園だけでなく、幼稚園への入園も選択しやすくなるよう、市内の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分に入園する子どもとその保護者に対し、入園料の一部を補助します。

(40)

事業名	4. 幼稚園・保育園・小学校の連携推進
担当課	保育課・学校教育課
事業内容	幼児教育振興懇談会を中心に、研修会や三者連絡会の開催を通して幼稚園・保育園・小学校・その他関係者の連携・交流を進め、幼児教育の一層の振興を図ります。

(41)

事業名	5. 認定こども園移行に向けた事業者への支援
担当課	保育課・学校教育課
事業内容	既存の私立幼稚園について、認定こども園化等新制度移行に向けたフォローアップ調査を行い、相談体制の充実を図ります。

(42)

事業名	6. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
担当課	保育課
事業内容	幼児教育・保育の無償化について、保護者や事業者に対し、積極的な情報提供や相談支援をするほか、施設監査等の実施により、教育・保育の質の向上を図ります。

(2) 多様な保育サービスの充実

(43)

事業名	1. 延長保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保育時間の延長を必要とする子どもとその保護者について、柔軟な対応ができるよう利用者のニーズを踏まえ実施します。 《量の見込み P90》

(44)

事業名	2. 病児保育の利用促進
担当課	保育課
事業内容	病院等に付設された専用スペースで保育をする病児保育について、チラシやホームページ等により制度を広く周知し、利用を促進します。 《量の見込み P91》

(45)

事業名	3. 一時保育の充実
担当課	保育課
事業内容	家庭での保育が一時的に困難となった子どもを預かる一時保育について、案内冊子やホームページ等で各施設の詳細な情報を掲載・周知し、利用者の幅広いニーズに応えられるよう、充実を図ります。 《量の見込み P89》

(46)

事業名	4. 幼稚園での預かり保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保育を必要とする子どもへの対応として、「幼児教育・保育の無償化」制度の対象となった幼稚園での保育時間を延長する預かり保育を実施します。 《量の見込み P89》

(47)

事業名	5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の検討
担当課	子育て支援課
事業内容	保護者が疾病や看護・冠婚葬祭などの理由により一時的に児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。 《量の見込み P87》

(48)

事業名	6. 休日保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保護者が日曜日、祝日に就労や病気などで子どもを保育できない場合に、保育園において休日保育を実施します。

(49)

事業名	7. 企業主導型保育事業所創設の促進と相談支援の実施
担当課	保育課
事業内容	企業誘致に伴う新たな事業者等に対し、主として従業員の子どもを預かる企業主導型保育事業所の創設の促進や、事業者側からの創設に係る相談支援を実施します。

(3) 幼稚園・保育園での食育・歩育の推進

(50)

事業名	1. 幼稚園・保育園などでの食育の推進
担当課	保育課
事業内容	昼食やおやつを中心に、食の大切さや栄養について教えることにより、望ましい食習慣の形成を図ります。

(51)

事業名	2. 歩育事業の推進
担当課	保育課
事業内容	市内保育園、幼稚園での日常の園生活に歩育を積極的に取り入れ、子どもの発達や成長を促します。



基本施策2 学齢期の子どもたちへの支援

1 学校教育など教育環境の充実

【現状と課題】

市では、少人数教育の充実を目的とした教職員「すにいかあ職員」1人を各小学校に配置するとともに、桜山小学校と白山中学校を小中連携教育のモデル校とし、小中連携推進教員を1人ずつ配置することにより、学校間の乗り入れ授業や小学校高学年における「教科担任制」を一部実施しました。

また、地域の大学と連携して、「スポーツ発見教室」を年2回開催しているほか、親子でスポーツの楽しさを体験する「親子スポーツ教室」を開催しています。

さらに、学校応援団活動の充実や不登校児童への相談支援としてのスクールカウンセラーの派遣、いじめ問題対策連絡協議会の開催等により、各種施策を実施しています。

今後も、自立する力を伸ばすことや心身ともに健やかな子どもの育成等をねらいとし、様々な取組を実践するための教育環境の整備が必要です。

【施策の体系】



(1) 確かな学力と自立する力の育成

(52)

事業名	1. 少人数教育「すにいかあプラン」の充実
担当課	学校教育課
事業内容	小学生を対象にした市独自の少人数教育である「すにいかあプラン」をより充実させ、子ども一人ひとりに、きめ細やかな指導を行います。

(53)

事業名	2. 小・中学校9年間を一貫した教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	中1ギャップ ¹³ が問題となっていることから、各小・中学校において9年間の学びや育ちの連続性を重視した取組や、子どもたちの学習意欲を向上させる取組を推進します。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

(54)

事業名	1. 道徳教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	「彩の国の道徳」(埼玉県教育委員会作成)や、「東松山市道徳科スタンダード」(市教育委員会作成)を活用した道徳教育を推進し、心を育む教育の充実を図ります。

(55)

事業名	2. スポーツ活動・文化芸術に触れる機会の充実
担当課	学校教育課・スポーツ課・社会教育課
事業内容	部活動などの学校におけるスポーツ・文化活動の充実や、子どもを対象としたスポーツ・文化芸術に触れる機会の更なる充実を図ります。

(56)

事業名	3. 食に関する指導の充実
担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校での食に関する正しい知識・理解を深め、望ましい食生活習慣を身に付けるための指導を充実します。

¹³ 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりするなど様々な現象。

(57)

事業名	4. 性に関する指導の充実
担当課	学校教育課
事業内容	性に関する正しい知識と理解により、正しい異性観を有し、適切な行動ができる子どもを育てるため、子どもたちの発達段階に応じて計画的に性教育を推進します。

(58)

事業名	5. 読書活動の推進
担当課	社会教育課
事業内容	図書館において、小学生向け読書通帳やおすすめ本リストの配布などを行い、子どもたちの読書の習慣化の取組を推進します。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

(59)

事業名	1. 学校応援団活動の充実
担当課	学校教育課
事業内容	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、学校応援団の活動の充実などによる学校・家庭・地域が一体となった取組を一層推進します。

(60)

事業名	2. 家庭教育支援体制の充実
担当課	学校教育課・社会教育課
事業内容	P T A活動の活性化や親が親としての力を身につけるための「親の学習」などを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。



(4) 不登校児童生徒などへの支援

(61)

事業名	1. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実
担当課	学校教育課
事業内容	子どもたちの悩みや不安を解消し、健やかに学校生活を送れるよう学校相談員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、総合教育センターの臨床心理士による支援の充実を図ります。

(62)

事業名	2. 総合教育センターにおける支援の実施
担当課	学校教育課
事業内容	子どもの発達上の課題や精神的な悩みへの相談や、不登校傾向にある小・中学生を対象に学校復帰に向け、総合教育センター（ふれあい教室）に通う子どもたちへの支援などを行います。

(5) いじめ防止への対策

(63)

事業名	1. いじめ防止の推進
担当課	学校教育課
事業内容	市では平成 26 年にいじめ問題対策連絡協議会等条例及びいじめ防止等のための基本的な方針を策定しました。小・中学校では、これらに基づき、引き続き、いじめの防止に取り組みます。

(64)

事業名	2. いじめの早期発見・早期対応の実施
担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校において、子どもの人権感覚の育成を推進します。また、家庭と連携を密にし、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。

2 子どもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

子どもたちの自主性や豊かな心と健やかな体の育成は、子どもたち自身が主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化に触れることで形成されていきます。

市では、第1期計画期間中に7つの市民活動センター内に子どものひろばを設置し、多くの子どもたちが放課後等の時間を自由に過ごしています。また、子どもの心身の成長につながり、地域における子どもの拠点となる児童館については、引き続き検討を行います。

放課後児童対策としては、放課後子ども教室を4校から10校に、放課後児童クラブを13施設から17施設へと計画的に整備を行いました。

また、市内には市民の憩いの場として、東松山ぼたん園の遊具やさくら坂公園などが整備されました。引き続き、子どもや親子連れが利用しやすい公園整備や維持管理が必要です。

子どもたちへの多様な体験機会としては、アルピニストの大山光一さんと行く「ふれあいハイキング」を実施したほか、小学校では体験できないスポーツや芸術などについて学ぶ、小学生のための「子ども大学ひがしまつやま」を開催し、自然や学びに対する興味や関心を高める取組を行いました。

今後も、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの居場所・遊び場づくりなどを推進するとともに、多様な体験機会の創出を行っていく必要があります。

【施策の体系】



(1) 子どもの居場所・遊び場の充実

(65)

事業名	1. 市民活動センターの活用促進
担当課	子育て支援課・地域支援課
事業内容	市民活動の拠点である市民活動センターにおいて、子どものひろばを展開するなど、子どもや親子連れが安全に利用しやすい環境を整備します。

(66)

事業名	2. 小・中学校の施設開放
担当課	学校教育課・教育総務課
事業内容	小・中学校の体育館、校庭については、スポーツ・レクリエーションの場として開放しています。教室については、学校管理上支障のない範囲で、放課後子ども教室事業等に開放します。

(67)

事業名	3. 公園の整備
担当課	都市計画課
事業内容	市内の約 100 か所の公園・緑地について、市民の憩いの場として、子どもや親子連れの来園者が利用しやすい公園整備を行います。遊具などについては毎月の定期点検などを行い、安全に利用できるよう適正な維持管理を行います。 また、身近に遊べる公園や広場の設置要望も多いため、基準に基づく子ども広場の設置などにより、拡充に取り組みます。

(68)

事業名	4. 児童館の整備に向けた検討
担当課	子育て支援課
事業内容	児童館は、アンケート調査やグループインタビューから要望があります。子どもの居場所として、遊び場の提供や遊びの指導などを通して児童の健全育成を行う児童館の整備について、検討を進めます。

(2) 放課後児童対策の推進

(69)

事業名	1. 放課後児童クラブ（学童保育）の運営
担当課	保育課
事業内容	親が共働きである世帯などの児童を対象に、放課後児童クラブにおいて、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 《量の見込み P92》

(70)

事業名	2. 放課後子ども教室の充実
担当課	子育て支援課・学校教育課
事業内容	放課後の子どもの居場所づくりの一環として、地域の方々の協力を得て、全校実施に向けて取り組みます。 また、学校との連携を図りながら放課後児童クラブとの合同プログラムを実施し、双方の交流を深めるなど、より一層の充実を図ります。 《量の見込み P92》

(3) 多様な体験機会の充実

(71)

事業名	1. 市民活動センターなどでの子ども向け講座の充実
担当課	地域支援課
事業内容	各市民活動センターで行われている子ども向け講座や、親子で参加できる講座のより一層の充実を図ります。

(72)

事業名	2. ボランティア教育の推進
担当課	学校教育課・社会福祉課
事業内容	学校や社会福祉協議会と連携し、子どもたちにボランティアの意義、目的を理解してもらうためボランティア教育を実施します。

(73)

事業名	3. 子ども大学実施の推進
担当課	社会教育課
事業内容	子どもの学ぶ力を育み、地域で子どもを育てる仕組みをつくるため、近隣の大学と連携を図りながら、子ども大学 ¹⁴ の実施を推進します。

(74)

事業名	4. 子ども会活動への支援
担当課	社会教育課
事業内容	現在、市内には約 100 の子ども会が活動をしています。子ども会育成者連絡協議会により連携を図り、各地区の子ども会活動を支援します。

(75)

事業名	5. 高齢者との世代間交流の推進
担当課	高齢介護課・学校教育課
事業内容	総合福祉エリアや健康増進センターなどで子どもと高齢者の世代間交流を推進します。

(76)

事業名	6. 高校生・大学生との交流の推進
担当課	子育て支援課
事業内容	市内及び近隣の高校、大学と連携し、高校生・大学生と子どもたちの交流を推進します。

(77)

事業名	7. 青少年相談員との協働
担当課	子育て支援課
事業内容	地域における子どもたちの健やかな育成を図るため、青少年相談員 ¹⁵ と協働し、子ども会の行事やレクリエーション活動を充実します。

¹⁴ 小学4年生から6年生までを対象にして、地元の大学キャンパスなどで、大学教授や地域の専門家から学ぶ取組。

¹⁵ 埼玉県知事の委嘱を受け、「地域のお兄さん、お姉さん」として子どもたちの健やかな成長を応援するために活動する青年ボランティア。

(78)

事業名	8. 自然とふれあうことができる体験講座の充実
担当課	子育て支援課・環境保全課
事業内容	ハイキングや登山など、子どもが自然とふれあうことができる体験講座を実施します。

(79)

事業名	9. 夢や目標の発見につながる機会の提供
担当課	子育て支援課
事業内容	子どもたちが将来、社会人・職業人として自立していくことにつながるよう、夢や希望を持ち、目標に向かって自らの可能性に挑戦する機会の提供を図ります。



基本施策3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にある中、乳幼児期は早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要とされ、早期発見・早期支援の対応が求められています。

市では、統合保育実施会議を行い、一人ひとりの特性に応じた受入れ体制の充実や保育園の巡回訪問による支援を行っています。

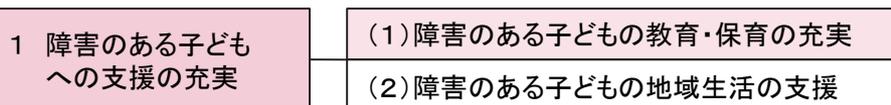
また、特別支援教育の充実として、個別の指導計画に基づき、介助員を配置するなど必要な支援を行い、総合教育センターでは、電話や来所による就学支援の指導助言を行いました。

障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組、障害等の早期発見・治療を図るための乳幼児の健康診査などを推進することも必要です。

身近な地域で安心した生活を送るためには、障害のある子どもがその可能性を十分に伸ばし、一人ひとりの希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。

東松山市地域自立支援協議会の取組を通じ、障害のある子どもの地域生活を支えるため、療育や進路選択などに関する支援を引き続き行います。

【施策の体系】



(1) 障害のある子どもの教育・保育の充実

(80)

事業名	1. 幼稚園・保育園などでの障害のある子どもの受入れ体制の充実
担当課	保育課
事業内容	幼稚園・保育園などにおいて、障害のある子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図ります。

(81)

事業名	2. 幼稚園・保育園などへの巡回訪問の実施
担当課	保育課
事業内容	障害のある子どもが通う幼稚園・保育園などを訪問し、集団生活が行えるように、本人とスタッフの支援を行う巡回訪問を継続して実施します。

(82)

事業名	3. 特別支援教育の充実
担当課	学校教育課
事業内容	特別支援教育では、特別な教育的支援を要する子どもの一人ひとりの特性に応じ、適切な指導と必要な支援を行います。

(2) 障害のある子どもの地域生活の支援

(83)

事業名	1. 障害児通所支援事業所への支援
担当課	障害者福祉課
事業内容	様々な障害のある子どもが地域で適切な療育支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業所への支援を行います。

(84)

事業名	2. 「東松山市第三次市民福祉プラン」に基づく支援の充実
担当課	障害者福祉課
事業内容	「東松山市第三次市民福祉プラン」に基づき、障害のある子どもの育ちや学び、日常生活にかかる支援、文化・スポーツ活動の機会を充実します。

(85)

事業名	3. 東松山市地域自立支援協議会との連携
担当課	障害者福祉課
事業内容	東松山市地域自立支援協議会に設置した「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」や「進路支援連絡会議」などの活動により、障害のある子どもの療育や進路選択などに関する支援を行います。

(86)

事業名	4. 特別児童扶養手当などの支給
担当課	障害者福祉課
事業内容	国・県の制度に基づき、障害のある子どもや障害のある子どもを養育している人を対象に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当、自立支援医療（育成医療）を支給します。



2 児童虐待・DVなどへの対応

【現状と課題】

全国的に児童虐待相談件数は年々増加の一途をたどっており、また、子どもの生命が奪われるなど重大な事例も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。市においても平成30年度では200件近い児童虐待相談があり、子どもの生命、安全で安心な生活を社会全体で守ることが必要となっています。

市では、児童虐待の早期発見と早期対応のため、社会福祉士の増員や東松山市要保護児童対策地域協議会における会議や研修会の開催、日々の事例対応を通じて、関係機関との連携強化を図っています。また、家庭児童相談室では、専門の相談員が養護相談、育成相談をはじめ、子どもに関する様々な問題に対応しています。

児童虐待の未然防止としては、「怒鳴らない！子育て練習講座」を開催するほか、11月の児童虐待防止推進月間では、オレンジリボンキャンペーン¹⁶を行い、児童虐待防止のための啓発活動に取り組んでいます。

今後も、専門職の適切な配置と一層の関係機関との連携により、児童虐待の防止やDV（ドメスティック・バイオレンス）・女性相談等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援や子どもの権利擁護に関する啓発を継続して推進していくことが重要です。

【施策の体系】



オレンジリボン憲章

オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します。
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ④ 私たちは、地域の連帯を上げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。



¹⁶ オレンジリボンキャンペーンは、栃木県小山市で起きた幼い兄弟への暴行事件をきっかけに、平成17年、同市の「カンガルーOYAMA」という団体が子どもの虐待防止を目指して始まった運動。現在では、全国に活動が広がり、市では、商業施設や保育施設などでオレンジリボンやチラシを配布し、児童虐待防止に取り組んでいる。

(1) 児童虐待防止の推進

(87)

事業名	1. 児童虐待防止対策の推進
担当課	子育て支援課
事業内容	東松山市要保護児童対策地域協議会の関係機関等において、会議や通告対応を通じて連携強化を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。 また、広く市民から情報を得るための広報活動を行います。

(88)

事業名	2. 子ども家庭総合支援拠点事業の検討
担当課	子育て支援課
事業内容	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や総合的かつ継続的支援を行う子ども家庭総合支援拠点 ¹⁷ 事業の実施を検討します。

(12)

事業名	3. 家庭児童相談室の充実（再掲）
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、子どもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

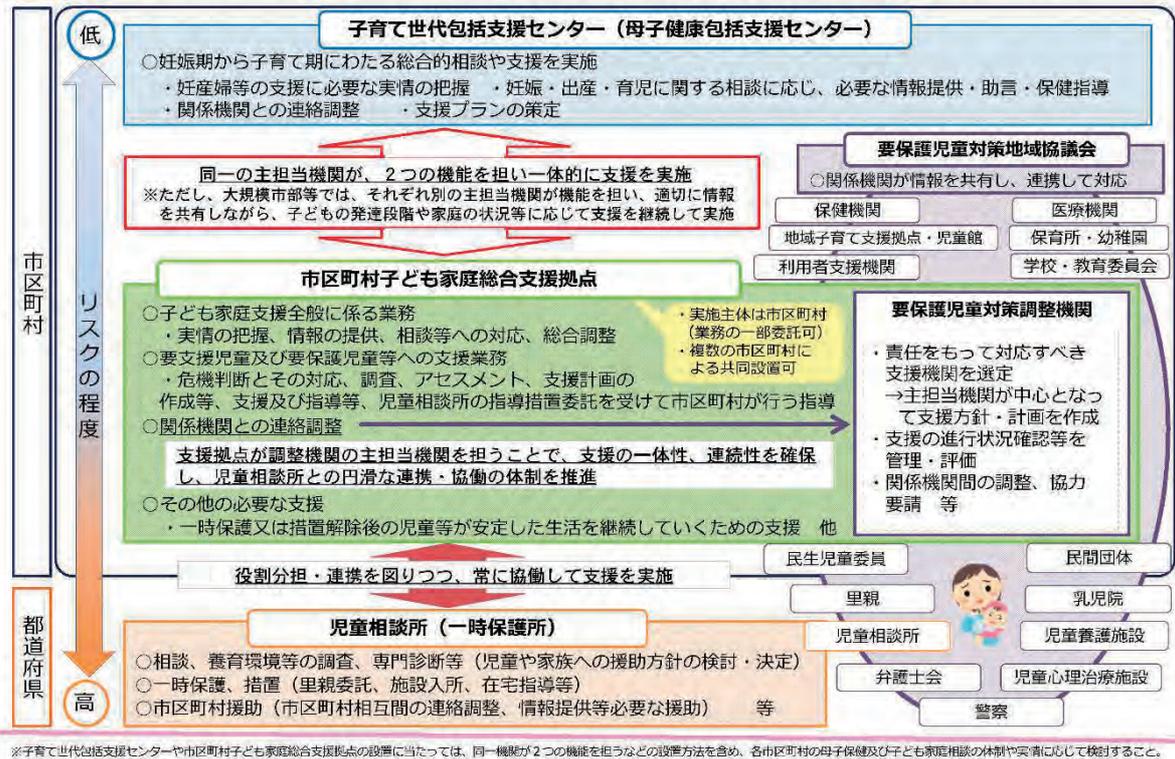
(89)

事業名	4. 「どならない！子育て練習講座」の実施
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに悩む保護者などを対象に、体験型子育て練習講座を実施し、育児の負担軽減や児童虐待の予防を図ります。

¹⁷ 地域内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関として、地域の資源を有機的につなぐ役割（ソーシャルワーク機能）を担い、母子保健部門と子ども部門が一体となり切れ目なく継続的に支援を行うことが求められている。

平成 28 年児童福祉法の改正により、市町村による設置が努力義務となり、これを基に、国は令和 4 年までに全市町村に設置するとの方針を出している。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機能が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

資料：厚生労働省

(2) DV・女性相談の充実

(90)

事業名	1. DV（ドメスティック・バイオレンス）・女性相談の充実
担当課	人権推進課
事業内容	DV（ドメスティック・バイオレンス）などの暴力被害は、配偶者暴力相談支援センターを核として、警察、県、関係機関などと連携し相談体制の充実を図ります。 また、人間関係、家族・夫婦間における問題、女性特有の問題などについて相談体制の充実を図ります。

(3) 子どもの権利擁護の推進

(91)

事業名	1. 子どもの権利擁護に関する啓発の推進
担当課	子育て支援課・人権推進課
事業内容	市民に対してあらゆる機会を通じて、子どもの権利擁護を図るための啓発活動を推進します。

3 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

全国における子どもの貧困率は、平成 27 年において 13.9%で、17 歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあります。

また、経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助を受けている全国の小・中学生は、平成 23 年をピークに減少していますが、全体（公立学校児童生徒数）に占める割合は 15%台を推移しています。高等学校や大学等への進学率は、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもは、全世帯の子どもと比べて、低い水準となっています。

こうした中、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正され、市町村においても貧困対策についての計画を策定することが求められています。

市では、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭などへの支援策として、生活の安定と自立促進のために児童扶養手当や高等職業訓練促進給付金などを支給しています。また、就学援助制度の実施により、要保護児童等を対象に小・中学校の学用品費や給食費を援助するなど、貧困の連鎖を断ち切るよう様々な支援を行っています。

今後も、教育の支援、生活の安定に資するための支援等の子どもの貧困対策に関する有効な施策を充実させていくことが必要です。

【施策の体系】



(1) 教育の支援

(39)

事業名	1. 私立幼稚園等への入園に対する補助（再掲）
担当課	保育課
事業内容	3歳以上の子どもについて、保育園だけでなく、幼稚園への入園も選択しやすくなるよう、市内の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分に入園する子どもとその保護者に対し、入園料の一部を補助します。

(42)

事業名	2. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上（再掲）
担当課	保育課
事業内容	幼児教育・保育の無償化について、保護者や事業者に対し、積極的な情報提供や相談支援をするほか、施設監査等の実施により、教育・保育の質の向上を図ります。

(61)

事業名	3. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実（再掲）
担当課	学校教育課
事業内容	子どもたちの悩みや不安を解消し、健やかに学校生活を送れるよう学校相談員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、総合教育センターの臨床心理士による支援の充実を図ります。

(62)

事業名	4. 総合教育センターにおける支援の実施（再掲）
担当課	学校教育課
事業内容	子どもの発達上の課題や精神的な悩みへの相談や、不登校傾向にある小・中学生を対象に学校復帰に向け、総合教育センター（ふれあい教室）に通う子どもたちへの支援などを行います。

(92)

事業名	5. 児童・生徒への学習支援
担当課	社会福祉課
事業内容	経済的に困窮する世帯の子どもを対象に、高校への進学支援及び高校の中途退学等防止の学習教室を実施します。あわせて、保護者への助言・支援を行います。

(93)

事業名	6. 就学援助制度の実施
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の世帯を対象に、小・中学校の就学に必要な学用品費や給食費などを援助します。

(94)

事業名	7. 高校生などへの奨学資金の給付
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由で困難を抱えている成績優秀で勉学心に燃え、市内中学校を卒業した市内在住の高校生などに奨学資金を給付します。

(2) 生活の安定に資するための支援

(11)

事業名	1. 子育てコンシェルジュの展開（再掲）
担当課	子育て支援課
事業内容	子育て支援課や子育て世代包括支援センターにおいて、子育て支援に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、地域子育て支援拠点等への積極的な訪問による相談支援やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を行います。

(12)

事業名	2. 家庭児童相談室の充実（再掲）
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、子どもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

(18)

事業名	3. 子育て世代包括支援センターの運営（再掲） （母子健康手帳の交付と相談）
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、母親が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、正しい知識の普及や不安・悩みの解消、仲間づくりなどを支援します。

(95)

事業名	4. 貧困問題を抱える若者への相談支援の充実
担当課	社会福祉課・子育て支援課
事業内容	低所得・貧困の状態にある若年層に対する進学や就労などの包括的な相談支援を行います。

(96)

事業名	5. 若者への就職情報提供の充実
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就職に悩んでいる若者への就職情報や相談の充実を図ります。

(97)

事業名	6. 子どもの居場所づくりに関する支援
担当課	子育て支援課・廃棄物対策課
事業内容	子ども食堂や学習支援の実施などの貧困の連鎖の解消に向けた活動に取り組む団体・個人について、実施状況を把握し、取組内容の市民への周知などの支援を行います。 また、市イベント等でのフードドライブ実施時は、同団体・個人へ食品の提供を行います。

(98)

事業名	7. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知
担当課	子育て支援課
事業内容	ひとり親家庭などの経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため、埼玉県が行っている資金の貸付制度について周知を図ります。

(99)

事業名	8. 安定した住環境づくりの推進
担当課	住宅建築課
事業内容	住まいの確保が必要な方へのセーフティネットとして、市営住宅等の情報提供を行います。

(3) 保護者に対する就労の支援

(100)

事業名	1. 就労支援と再就職のための情報提供の充実
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就労や創業のための情報提供をホームページなどで行います。

(101)

事業名	2. 就労のための相談体制の充実
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就労や創業のための相談体制を充実します。

(102)

事業名	3. 高等職業訓練促進給付金などの支給
担当課	子育て支援課
事業内容	ひとり親家庭の就労を支援するため、就業に結びつきやすい資格の取得を目的として高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給します。

(4) 経済的支援

(103)

事業名	1. 児童手当・こども医療費の支給
担当課	子育て支援課・保育課
事業内容	国・県の制度に基づき、中学校修了前の児童を養育している人に児童手当を支給し、また、18歳年度末までの子どもを対象として「こども医療費」を支給します。

(104)

事業名	2. 児童扶養手当などの支給
担当課	子育て支援課
事業内容	国・県の制度に基づき、ひとり親家庭などの自立や子どもの福祉増進を図るため、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を支給します。

(105)

事業名	3. 遺児手当の支給
担当課	子育て支援課
事業内容	遺児（父母又はそのいずれかを死亡により失った義務教育修了前の児童）を扶養している市内在住の方に遺児手当を支給します。

(106)

事業名	4. 生活保護費の支給
担当課	社会福祉課
事業内容	生活困窮者に必要な保護を実施し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。



基本施策4 青年期にかけての支援

1 健全育成に向けた取組の充実

【現状と課題】

情報化社会の進展等に伴い、スマートフォンなどの情報端末を介して、子どもたちがいじめ・非行・犯罪被害に巻き込まれるなど、青少年を取り巻く環境が大きく変化し、問題も多様化・複雑化しています。

市では、健全育成に向けた取組については、東松山モデル「つなぐ」の仕組みを構築するとともに、愛の一声運動を継続実施しています。

子どもの非行防止については、生徒指導専門職員を1人配置し、学校間の連絡調整や関係機関との連携強化を図ることができました。また、各学年の発達段階に応じ、情報モラルや性犯罪防止などの非行防止教室を実施しています。

雑誌やインターネット等のメディア上での性や暴力等に関する有害情報やインターネット上のいじめ等は、子どもたちに対して悪影響を与えると懸念されているため、各小・中学校において、携帯電話やスマートフォンの安全な使用についての講座等を実施しています。

今後も、次代の社会を担う青少年・若者を支援するこれらの取組を充実させていくことが必要です。

【施策の体系】



(1) 非行防止の取組の充実

(107)

事業名	1. 愛の一声運動の推進
担当課	子育て支援課
事業内容	青少年育成東松山市民会議を中心とした青少年非行防止啓発運動である愛の一声運動を推進します。 引き続き、参加団体や当事者である青少年の協力を得ながら取り組みます。

(108)

事業名	2. 青少年育成推進員・少年指導委員との協働
担当課	子育て支援課
事業内容	青少年育成埼玉県民会議（埼玉県知事）が委嘱している青少年育成推進員会と埼玉県公安委員会が委嘱している少年指導委員と連携を図り、青少年の非行防止に取り組みます。

(109)

事業名	3. 非行防止教室の推進
担当課	学校教育課
事業内容	各小・中学校で、人を思いやる心や正しい知識の習得に重きを置いた非行防止教室を行います。

(2) 有害環境の排除

(110)

事業名	1. 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する啓発
担当課	子育て支援課・学校教育課・健康推進課（保健センター）
事業内容	青少年を対象に喫煙や飲酒だけでなく、危険ドラッグや覚せい剤などの薬物の危険性について啓発を推進します。

(111)

事業名	2. ナイフなど有害環境の排除
担当課	子育て支援課・学校教育課
事業内容	「青少年をナイフ等の危害から守り東松山市を明るく住みよいまちにするための条例」に基づき啓発などを行います。

事業名	3. インターネットの適切な利用に関する啓発
担当課	学校教育課・子育て支援課
事業内容	関係機関と連携し、インターネットの長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害、トラブルを防止するための講座などを子どもと保護者を対象に実施します。



2 若者支援と次代の親の育成

【現状と課題】

子ども・若者を取り巻く社会環境は少子化、核家族化、情報化などの影響を受け大きく変化し、いじめ、虐待、ニート、ひきこもり、貧困などの困難を抱える子ども・若者の問題が顕在化しています。

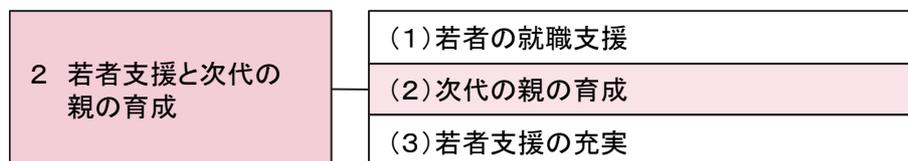
このような状況を踏まえて、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、困難を抱える子ども・若者への支援を行うため、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進することが求められています。

市では、中学生を対象にした職場体験や命の教育の実践として乳幼児とふれあう赤ちゃん抱っこ体験を市内5中学全てにおいて実施しました。

また、中学校のネットワーク会議において関係機関と情報共有し、登校に課題を抱える児童の支援を行うとともに、相談窓口の案内を市広報紙等に掲載し、周知を図りました。さらに、従来の相談支援に加え、定期面談及び電話による継続支援を実施しました。

今後も、青少年・若者が社会の中で自らの居場所を見つけるための支援や親になることを考えるための機会の提供など、将来に希望を持てるよう支援していく必要があります。

【施策の体系】



(1) 若者の就職支援

(113)

事業名	1. 職場体験の実施
担当課	学校教育課
事業内容	中学生のキャリア学習として、2日間希望の職業を体験するツデーチャレンジを実施しています。中学生版インターンシップとして職場体験の機会の充実を図ります。

(114)

事業名	2. 地域に根ざすキャリア教育の実施
担当課	学校教育課
事業内容	子どもたちが、ふるさと東松山への愛着や誇りを持ち、自分の将来の夢を育むことができるよう家庭・地域社会・関係機関と連携して地域に根ざしたキャリア教育を推進します。

(96)

事業名	3. 若者への就職情報提供の充実（再掲）
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就職に悩んでいる若者への就職情報や相談の充実を図ります。

(2) 次代の親の育成

(115)

事業名	1. 乳幼児とのふれあいの推進
担当課	子育て支援課・保育課・学校教育課
事業内容	一人っ子が増えて乳幼児とふれあう機会が少なくなっているため、幼稚園・保育園などへの訪問や各中学校で赤ちゃん抱っこ体験を実施し、乳幼児とのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

(116)

事業名	2. 男女共同参画社会の視点に立った学習・教育の推進
担当課	学校教育課・人権推進課
事業内容	男女共同参画社会を形成するため、学校教育の場において、年齢に応じた教育、学習を行います。

(3) 若者支援の充実

(117)

事業名	1. 社会とのつながりの創出
担当課	子育て支援課・地域支援課
事業内容	若者が自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、地域や企業、NPOなどの参画も得ながら、地域の様々な活動（夏祭りや清掃活動など）への参加機会の拡充を図ります。

(118)

事業名	2. ひきこもり状態にある若者への支援
担当課	障害者福祉課・子育て支援課
事業内容	東松山市ひきこもり等支援連絡会議を中心にひきこもり状態にある若者への支援を行います。

(119)

事業名	3. ニート・ひきこもりに対する予防対策の実施
担当課	学校教育課
事業内容	児童・生徒が目的意識を明確にし、自己の進路を主体的に選択できるように、成長段階に応じたキャリア教育を実施します。

(120)

事業名	4. いじめ不登校に対する支援の実施
担当課	学校教育課
事業内容	いじめ防止プログラム、学校相談員を活用して教育相談活動の充実を図ります。また、不登校の解消・学校復帰を目指す「ふれあい教室」（適応指導教室）の充実を図ります。

(94)

事業名	5. 高校生などへの奨学資金の給付（再掲）
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由で困難を抱えている成績優秀で勉学心に燃え、市内中学校を卒業した市内在住の高校生などに奨学資金を給付します。

事業名	6. 貧困問題を抱える若者への相談支援の充実（再掲）
担当課	子育て支援課・社会福祉課
事業内容	低所得・貧困の状態にある若年層に対する就労支援等の相談体制を充実します。



基本施策5 子育てを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての調和の推進

【現状と課題】

市の女性の労働力率は以前よりも各年代で高まり、30歳代前後の女性の就労率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」の底は浅く、勾配も緩やかになっていることから、保育所等の整備や企業の育児休業制度の充実により、子育てしながら働ける環境が構築されつつあると考えられますが、更なる「M字カーブ」の解消に向けた取組が必要です。

また、「子ども・子育て支援に関するアンケート結果」によると、子どもが生まれた時の育児休業取得率は母親が39.4%に対し、父親の育児休業取得率は4.4%になっています。

市では、埼玉県と共催し、「女性向け就職支援セミナー&個別就職説明会」を開催して、就労支援と再就職のための情報提供を行うほか、男女共同参画の意識啓発のための講座などを開催していますが、引き続き、国・県や関係団体と連携して広く啓発活動などを行い、多様な働き方の実現やワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

【施策の体系】



(1) 女性の就労・再就職への支援

(121)

事業名	1. 女性の就労支援と再就職のための情報提供の充実
担当課	商工観光課・人権推進課
事業内容	職業能力開発講座を始めとする講演会や起業、その他の女性の就労支援のための情報提供をチラシやホームページなどで行います。

(101)

事業名	2. 就労のための相談体制の充実（再掲）
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就労や創業のための相談体制を充実します。

(2) 多様な働き方の推進に係る啓発

(122)

事業名	1. ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
担当課	人権推進課・商工観光課
事業内容	市内の企業や市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるよう、普及啓発を推進します。

(123)

事業名	2. 認定マーク（くるみん）の周知
担当課	子育て支援課・商工観光課
事業内容	「子育てサポート企業」として厚生労働省から認定を受けた証である「くるみんマーク」について、市内事業者の働き方の見直しに向けた取組を促進するため、周知を図るとともに意識啓発を推進します。

(3) 男女共同参画の意識づくり

(124)

事業名	1. 男女共同参画の意識啓発
担当課	人権推進課・学校教育課
事業内容	男女共同参画社会に関する各種講座の実施や、広報活動を行うことにより意識啓発に努めます。 また、学校教育の場においては、男女共同参画社会を形成するため年齢に応じた教育、学習を行います。

(125)

事業名	2. 両親学級への父親参加の促進
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	母親だけでなく父親が、妊娠・出産、育児に関する基本的な知識、技術を学ぶことと、親同士の仲間づくりを支援するため、両親学級を開催しています。男性が積極的に育児参加するよう、両親学級への父親の参加促進などを通じ、共に子どもを育てる意識の醸成を推進します。

(126)

事業名	3. 男性の育児休業取得の促進
担当課	人権推進課・人事課
事業内容	育児・介護休業法の周知を図るとともに、市内事業所に男性が育児休業を取得しやすい環境づくりの働きかけを行います。 市職員については、特定事業主行動計画に基づき男性の育児休業取得を推進します。



2 安全で子育てしやすい生活環境の整備

【現状と課題】

市では、区画整理地内の市民とワークショップ¹⁸を開催し、住民の意見を取り入れた、新たな公園の整備を行い、ベビーシート、ベビーチェア等が配置されたトイレを整備しました。

また、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した緊急地震速報の全国訓練の機会に合わせ、市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校において、「安全確保行動訓練」を実施するなどして危機管理意識の向上を図っています。

今後も、妊産婦や子ども連れの親、障害者、高齢者等の誰もが安心・安全・快適に暮らせるまちの創造に取り組む必要があります。

また、子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、住民の防犯意識の向上や防犯活動の推進と安全性の高いまちづくりを進めることが必要です。

【施策の体系】

2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	(1)子育てしやすい地域環境の整備
	(2)交通安全・事故防止対策の推進
	(3)防災対策の推進
	(4)子どもの安全・防犯対策の推進

¹⁸ まちづくり等の計画づくりにおいて、地域に係わる多様な立場の人々が参加して、地域の抱える課題の整理やその解決策等を検討するために、協力しながら行う共同作業のこと。

(1) 子育てしやすい地域環境の整備

(127)

事業名	1. 公共施設の子育てバリアフリーの推進
担当課	子育て支援課・都市計画課
事業内容	公共施設の新設や改修に際しては、子どもを連れた人が利用しやすい施設整備を推進します。

(128)

事業名	2. 赤ちゃんの駅事業の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	乳児を連れた人が自由におむつ替え、授乳が行えるスペースを備えた赤ちゃんの駅の市内商業施設などへの設置の拡充を図ります。また、市の施設については子育て家庭がより使いやすいように、施設の充実を図ります。

(2) 交通安全・事故防止対策の推進

(129)

事業名	1. 交通安全教育の充実
担当課	学校教育課・地域支援課・保育課
事業内容	市内各小・中学校、幼稚園等へ出向いて、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方の教育を実施し、交通安全教育の充実を図ります。

(130)

事業名	2. 交通安全施設の整備
担当課	道路課
事業内容	通学路において幅員が狭く通行に支障のある歩道を拡幅することにより、快適な歩行空間を確保します。また、通学路や未就学児が集団で移動する経路を中心に、路面標示などの交通安全対策を実施します。

(3) 防災対策の推進

(131)

事業名	1. 防災訓練の実施
担当課	危機管理課・学校教育課・保育課
事業内容	地震や火災などに備えて、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校で防災訓練を実施しています。防災訓練が効果的に実施できるよう支援します。

(132)

事業名	2. 防災教育の実施
担当課	学校教育課・保育課・危機管理課
事業内容	子どもたちを災害から守るため、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校で年齢に応じた防災教育を実施します。

(4) 子どもの安全・防犯対策の推進

(133)

事業名	1. 防犯意識の啓発
担当課	学校教育課・保育課
事業内容	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教室を実施するなど防犯意識の啓発を図ります。

(134)

事業名	2. 防犯パトロールへの支援
担当課	地域支援課
事業内容	自治会やボランティアが実施している通学路での防犯パトロールへの支援を行うとともに、自主防犯ボランティアの拡大・育成を図ります。

(135)

事業名	3. 「こども 110 番の家」の充実
担当課	学校教育課
事業内容	子どもが不審者から逃げ込む場所として、地域の協力者に依頼し実施している「こども 110 番の家」の一層の充実を図ります。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

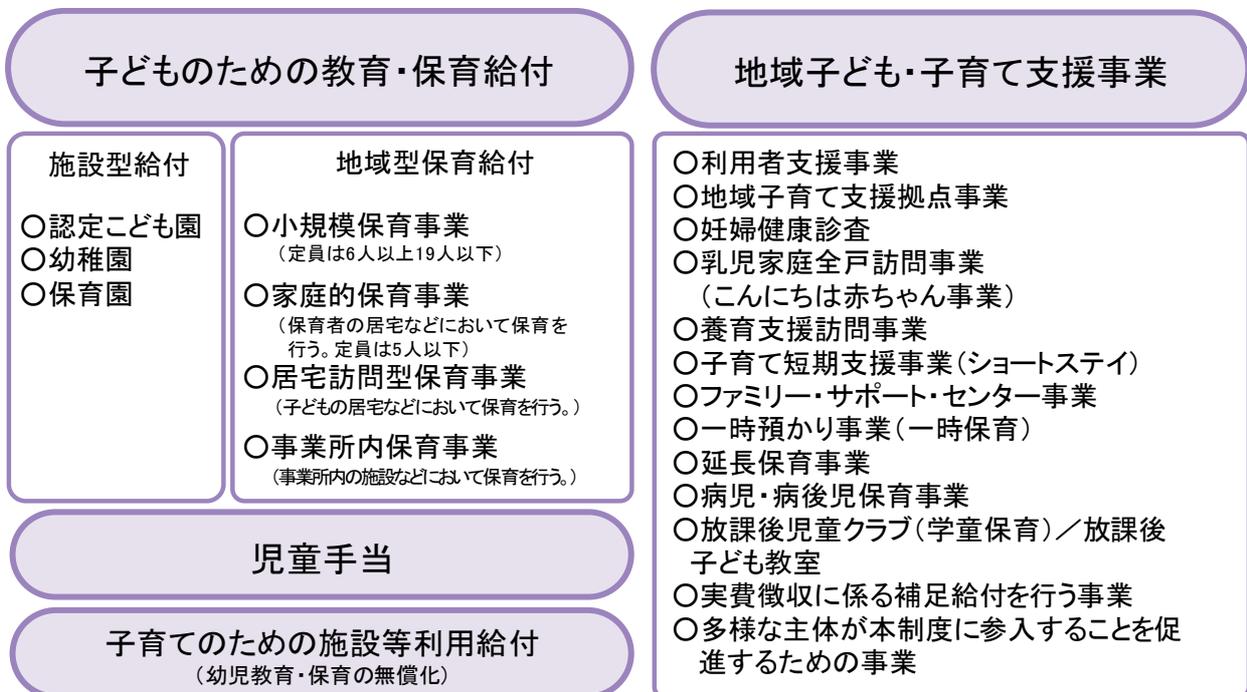
1 子ども・子育て支援新制度に基づく内容

(1) 前提となる事項

子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像



■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用 可能 施設	認定こども園	●	●	●
	幼稚園	●		
	保育園		●	●
	地域型保育事業			●

(2) 量の見込みの算出及び教育・保育の提供区域の設定

本計画では、平成30年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、国の基本指針に沿って5年の計画期間（令和2年度から令和6年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての確保の内容を定めています。

また、国の基本指針では、上記の量の見込みと確保の内容を設定する単位として、各自治体において教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）を定めることとなっています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

市では、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案した結果、第1期計画に引き続き、提供区域を大きくする方が、利用者のサービス利用の際の選択肢が拡大するなどメリットが大きいと考えられることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。

(3) 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

教育・保育事業を一体的に提供することは、単に認定こども園の推進にとどまらず、子どもが健やかに成長できるよう子どもの視点で検討する必要があります。

市では、これまでも幼稚園、保育園の相互連携を図ってきたほか、小1プロブレム¹⁹を解消するため幼児教育振興懇談会で幼稚園、保育園と小学校の職員が一堂に会する機会を設けるなど三者の連携を図ってきました。今後も、このような連携を重視し、子どもの育ちを支援します。

また、認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設ですが、利用者のニーズ、施設・設備などの状況、設置者の意向を踏まえて、検討する必要があります。

¹⁹ 小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かないなど学校生活になじめない状態が続くこと。

2 教育・保育事業

(1) 1号認定:満3歳以上で教育を希望(認定こども園・幼稚園)

■事業の概要

教育を希望する満3歳から小学校就学前までの子ども(1号認定)を幼稚園・認定こども園で預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。

■現状と課題

1号認定を受けた子どもへの教育は、市内6か所の幼稚園と2か所の認定こども園(幼稚園型)で実施していますが、在園児数は減少傾向にあります。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位:人)

満3歳以上		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み		1,201	1,230	1,178	1,151	1,126	1,105
(確保方策) ②提供量	幼稚園		1,575	1,575	1,575	1,575	1,575
	認定こども園 (幼稚園部分)		197	197	197	197	197
	市外施設		30	30	30	30	30
	計		1,802	1,802	1,802	1,802	1,802
過不足②-①			572	624	651	676	697

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対して、幼稚園・認定こども園については、提供量が上回っていることから、現在の幼稚園・認定こども園の運営を維持していきます。



(2) 2号認定:3歳以上で保育を希望(認定こども園・保育園)

■事業の概要

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育を必要とする3歳以上の子ども(2号認定)を預かり、保育します。

■現状と課題

2号認定を受けた子どもへの保育は、市内19か所(公立保育園5か所、民間保育園10か所、認定こども園2か所、企業主導型保育事業所2か所)で実施しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位:人)

3歳以上		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み		874	935	896	876	857	841
(確保方策) ②提供量	保育園		836	836	836	836	836
	認定こども園 (保育園部分)		48	48	48	48	48
	企業主導型保育事業		12	12	12	12	12
	市外施設		33	33	33	33	33
	計		929	929	929	929	929
過不足②-①			△6	33	53	72	88

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対して、おおむね現在の施設で充足できると見込まれるため、現在の保育園・認定こども園の運営を維持していきます。

(3) 3号認定:3歳未満で保育を希望(認定こども園・保育園・地域型保育事業)

■事業の概要

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育を必要とする3歳未満の子ども(3号認定)を預かり、保育します。

■現状と課題

3号認定を受けた子どもへの保育は、市内24か所(公立保育園5か所、民間保育園10か所、小規模保育事業所7か所、企業主導型保育事業所2か所)で実施しています。1,2歳児のニーズ量に対し、提供量が不足していることが課題となります。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位:人)

0歳		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み		97	105	103	101	99	98
(確保方策) ②提供量	認可保育園		89	89	89	89	89
	地域型保育事業		30	33	33	33	33
	企業主導型保育事業		6	6	6	6	6
	市外施設		3	3	3	3	3
	計		128	131	131	131	131
過不足②-①			23	28	30	32	33
1,2歳		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み		595	587	575	563	553	543
(確保方策) ②提供量	認可保育園		395	395	395	395	395
	地域型保育事業		86	120	120	120	120
	企業主導型保育事業		12	12	12	12	12
	市外施設		21	21	21	21	21
	計		514	548	548	548	548
過不足②-①			△73	△27	△15	△5	5

■提供量の確保方策

3歳未満の子どもを預かる地域型保育事業(小規模保育事業所等)の充実を中心に進め、1,2歳児の提供量を増やすことで、ニーズ量に対応していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

■事業の概要

保育園、幼稚園、放課後児童クラブなどで実施されている地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報集約や提供などによる円滑な利用者支援を行います。

また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

■現状と課題

利用者支援事業を専門に行う子育てコンシェルジュを2人配置し、個人のニーズ、要望に応じて、多様化する教育・保育事業などの情報提供及び相談・助言を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	2	2	2	2	2	2
②提供量(確保方策)		2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

令和2年度から令和6年度までは、子育てコンシェルジュ2人の配置を維持します。



(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

■現状と課題

市内には子育て支援センターソーレ・マーレを含め 5 か所の地域子育て支援拠点²⁰があり、合計で年間延べ6万人を超える利用者がいます。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：月間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	6,289	6,383	6,312	6,224	6,137	6,051
②提供量(確保方策)		6,383	6,312	6,224	6,137	6,051
過不足②-①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対しては、市内5か所において対応が可能ですが、大岡市民活動センターでの子育てひろばや公立放課後児童クラブによる子育て支援活動の実施により、地域の子育て支援拠点の一層の充実を図ります。

²⁰ 地域子育て支援拠点は、子育て支援センターソーレ、子育て支援センターマーレ、まつやま保育園(併設)、仲よし保育園(併設)、東松認定こども園げんき(併設)があり、場所については、17ページを参照。

(3) 妊婦健康診査

■事業の概要

妊婦と胎児の健康状態や発育状態をみるため、定期的な健診を実施します。また、健診に対しては、公費による補助制度を実施しています。

その他、妊婦に対して、健康推進課（保健センター）で母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。

■現状と課題

妊婦は、より健康に配慮しなければなりません。妊娠に気づきながら健診を受けない妊婦がいることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	647	594	583	573	560	552
②提供量（確保方策）		594	583	573	560	552
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

産科医療機関（埼玉県内のほとんどの医療機関）で受診することができることから、必要な提供量を確保することは問題ありません。全ての方が必要な受診をするよう、周知を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

■事業の概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関することなどの相談に応じ、子育て支援に関するサービスの情報提供などを行います。

■現状と課題

助産師を中心に訪問し、細やかな育児指導、相談を行っています。里帰り中の母子については、産婦の希望により里帰り先の市町村に訪問を依頼しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	581	546	536	527	515	508
②提供量(確保方策)		546	536	527	515	508
過不足②-①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

訪問する保健師、助産師の体制は、問題ありません。訪問を受け付けない世帯もあることから勧奨と周知を図り、訪問率の向上を図るとともに、その結果、支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援が受けられる体制づくりを検討します。



(5) 養育支援訪問事業

■事業の概要

乳児家庭全戸訪問事業で把握した子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や虐待のおそれのある家庭など、支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

■現状と課題

現在、市では実施していません。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	0	20	20	20	20	20
②提供量(確保方策)		0	0	20	20	20
過不足②-①		△20	△20	0	0	0

■提供量の確保方策

支援員の確保など実施体制を構築し、令和4年度からの実施を目標に準備を進めます。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)**■事業の概要**

保護者が疾病や看護・冠婚葬祭などの理由により一時的に児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

■現状と課題

現在、市では制度化はしていませんが、該当事業については、川越児童相談所と連携を図り必要な対応をしています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	6	6	6	6	6	6
②提供量(確保方策)		0	0	6	6	6
過不足②-①		△6	△6	0	0	0

■提供量の確保方策

実施に当たっての児童養護施設等が市及び近隣にないため、現在の運用を継続しつつ、今後のニーズなどを勘案しながら、令和4年度からの事業実施の方向性を検討します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

■事業の概要

児童の送迎支援や預かりなど育児援助を受けたい親（利用会員）と、育児援助を行うことを希望する方（協力会員）との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。

■現状と課題

平成13年の事業開始以来、会員相互の協力体制のもと年間2,000件を超える活動を行ってきました。サービスを提供する協力会員の一定数は確保していますが、協力会員の高齢化や車で送迎ニーズに対応できない場合があることが課題となっています。

また、ニーズ調査によると子育て世帯がファミリー・サポート・センター事業を知っているのは、67.8%にとどまっていることから、広く周知することが必要です。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	2,261	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
②提供量(確保方策)		2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
過不足②-①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

量の見込みに対応したサービスの提供を図ることは、現在の協力会員又は両方会員（利用会員と協力会員の両方への登録者）で可能です。引き続き、様々なニーズに対応するため、協力会員の募集や講習会の内容を充実させるとともに、保育園、子育て支援センターなどで事業についての周知を図ります。

(8) 一時預かり事業(一時保育)**■事業の概要**

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育園等において一時的に預かります。また、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分では、在園児に対して保育時間を延長する「預かり保育」を実施しています。

■現状と課題

市では、公立保育園2か所、民間保育園3か所、小規模保育事業所2か所、認定こども園1か所の計8か所で一時保育を実施しています。また、幼稚園6か所、認定こども園2か所の全てで預かり保育を実施しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

<幼稚園(預かり保育)>

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	23,259	24,000	23,568	23,144	22,727	22,318
②提供量(確保方策)		24,000	23,568	23,144	22,727	22,318
過不足②-①		0	0	0	0	0

<保育園等(一時保育)>

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	6,132	9,000	8,838	8,679	8,523	8,369
②提供量(確保方策)		14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
過不足②-①		5,400	5,562	5,721	5,877	6,031

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みには既存施設で十分対応できることから、各施設での事業の実施を継続するほか、利用者の様々なニーズに対応し、柔軟な受入れに取り組みます。

(9) 延長保育事業

■事業の概要

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、各保育施設での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

■現状と課題

市内の各保育施設のうち、保育標準時間（11 時間）を超える開所時間を設定している施設は 20 か所あります。朝は、午前7時からが最も早く、夜は、午後8時までが最も遅い時間帯となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	415	500	500	500	500	500
②提供量（確保方策）		1,267	1,267	1,267	1,267	1,267
過不足②－①		767	767	767	767	767

■提供量の確保方策

延長保育利用希望者に対しては、現在の施設数でまかなうことが可能となっています。各保育施設における保護者の延長保育のニーズに対応し、柔軟に受け入れます。



(10) 病児・病後児保育事業**■事業の概要**

児童が発熱などの急な病気となった場合、病院などに付設された専用スペースにおいて看護師や保育士が一時的に保育します。

■現状と課題

病児保育事業については、ほしこどもおとなクリニック内の病児保育室ピッピにて事業を行っており、事業及び施設の更なる周知が必要です。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	267	400	393	386	379	372
②提供量(確保方策)		960	960	960	960	960
過不足②-①		560	567	574	581	588

■提供量の確保方策

病児保育室ピッピの定員は1日当たり4人であるため、ニーズ量の見込みには十分対応できることから、引き続き、事業の周知を行います。

また、夜間等の緊急時の対応のため、緊急サポートセンター事業による対応を継続します。

(11) 放課後児童クラブ(学童保育)／放課後子ども教室

■事業の概要

放課後児童クラブは、親が共働きである世帯などの児童を対象に、専用の施設で、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

放課後子ども教室は、地域住民等の協力を得ながら、学校の余裕教室等を活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習、体験、交流活動などを行います。

なお、本項目は、「新・放課後子ども総合プラン」²¹に基づく市町村行動計画の内容を含みます。

■現状と課題

放課後児童クラブは、市内に17か所(21支援の単位)あり、小学1年生から6年生までの児童が対象となっています。(公立7か所、民間10か所)

放課後子ども教室は、市内の10校の小学校において実施し、学習や様々な体験活動を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

放課後児童クラブ	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	908	970	967	964	961	958
②提供量(確保方策)		970	970	970	970	970
過不足②-①		0	3	6	9	12

(単位：校)

放課後子ども教室	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備計画数	10	10	11	11	11	11
うち一体型 目標整備量	0	2	2	2	2	2

²¹ 共働き家庭等の「小1の壁」※1を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型※2を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的とし、平成30年9月に国が策定したプラン。

※1 保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となること。

※2 同一の小学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加すること。

■提供量の確保方策**[放課後児童クラブ]**

放課後児童クラブについては、令和元年度までの施設整備により、量の見込みに対する提供体制は確保される予定です。

現在、市内の各放課後児童クラブは、国の基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）を超えた開所時間による運営をしているほか、支援員の人数についても国の基準を超えて配置していることから、今後も保育の質に留意し、現在の水準を維持していきます。

また、放課後児童クラブは単に子どもを預かるだけではなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。こうした役割をさらに向上させるため、各放課後児童クラブの支援員について、定期的に埼玉県や市が主催する研修への積極的な参加促進や各放課後児童クラブの支援員同士の意見交換の場を提供するほか、保護者を交えた懇談会の実施により、利用者等に対しての周知も推進していきます。

[放課後子ども教室]

放課後子ども教室については、令和3年度に高坂小学校で新たに教室を開設し、市内小学校の全11校での実施を目標とし、以下の取組を推進します。

放課後子ども教室の運営に当たっては、毎月の各校教室運営者によるコーディネーター会議や、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、コーディネーター等による放課後子ども教室推進事業連絡会議を開催し、効果的な事業の実施に関する検討の場とします。

上記会議や学校関係者との連絡会議等を通じて、各学校の余裕教室や特別教室等の放課後子ども教室の活用を検討するとともに、一体型の実施について、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の児童と一緒に参加できるプログラムによる交流を図り、かつ、スタッフが情報共有を図ることで連携を深めていきます。なお、一体型の実施については、市内では小学校内に放課後児童クラブが2か所（野本小学校・桜山小学校）あるため、当面の間、その2校において取り組みます。

[共通]

放課後児童クラブの利用者及び放課後子ども教室の参加希望者の中には、障害のある児童、虐待やいじめが疑われる児童、日本語能力が十分でない児童など特別な配慮を必要とする児童もいることが想定されます。これらの児童の受入れについては、配慮すべき内容を関係者間で共有するとともに支援員やスタッフを加配するなどして、当該児童が安心して過ごせる運営を目指します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**■事業の概要**

私立幼稚園に通う子どもの保護者の世帯収入の状況等を勘案し、保護者が支払うべき実費徴収のうち、給食（副食材料費分に限る。）の提供や日用品・文房具等に要する費用を助成する事業です。

■現状と課題

令和元年度現在、私立幼稚園に通う子どもに係る副食材料費分の補助のみ実施しており、日用品・文房具等に要する費用の補助は実施していません。

副食材料費分の補助については、国が示す基準である年収 360 万円未満相当の世帯又は第3子以降を対象とし、令和元年度の補助対象者は 181 人となる見込みです。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	0	184	176	172	168	165
②提供量		184	176	172	168	165
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

各年度の対象者に対し、継続して補助を実施することで、低所得で生計が困難な世帯などの子どもが、円滑に教育を受けられるよう支援していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**■事業の概要**

主に地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援する事業です。

■現状と課題

市では、令和2年度以降、多様な新規事業者による教育・保育施設の整備は予定していないため、本事業を実施しません。

第6章 施策の一覧

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名	
基本施策1 就学前における子育て家庭への支援	1 地域における子育て支援の充実	(1) 地域子育て支援拠点事業の充実	1	1. 地域子育て支援拠点事業の充実 (P29)	
			2	2. 幼稚園・保育園などでの子育て支援事業の周知 (P29)	
		(2) 地域における多様な子育て支援の充実		3	1. 子育てサークル・ネットワークへの支援 (P29)
				4	2. 地域における子育て支援活動への支援 (P29)
				5	3. ファミリー・サポート・センター事業の周知 (P30)
				6	4. パパ・ママ応援ショップの周知 (P30)
				7	5. 託児付き講座・講演会等の実施 (P30)
				8	6. 三世代交流の推進 (P30)
				9	7. ブックスマイル事業の推進 (P31)
				10	8. リフレッシュチケット事業の充実 (P31)
		(3) 子育て相談・情報提供の充実		11	1. 子育てコンシェルジュの展開 (P31)
				12	2. 家庭児童相談室の充実 (P32)
				13	3. 民生・児童委員との連携 (P32)
				14	4. 家庭教育アドバイザーとの連携 (P32)
				15	5. 子育てハンドブック「こあらブック」の充実 (P32)
				16	6. 子育て支援情報の発信 (P32)
	2 親と子の健康づくりに向けた支援	(1) 親の健康の確保		17	1. 「第2次ひがしまつやま健康プラン21」の推進 (P34)
				18	2. 子育て世代包括支援センターの運営 (母子健康手帳の交付と相談) (P34)
				19	3. 妊婦健康診査の実施 (P34)
				20	4. 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) の実施 (P34)
				21	5. 養育支援訪問事業の検討 (P35)
				22	6. 妊活・不妊・不育に対する支援 (P35)
				23	7. パンダ教室 (親子教室) の開催 (P35)
		(2) 子どもの健康の確保		24	1. 乳幼児健康診査 (乳児・1歳6か月児・3歳児) の実施 (P35)
				25	2. 家庭訪問による支援 (P35)
				26	3. 乳幼児健康相談、赤ちゃん相談・こども相談 (P36)
				27	4. 予防接種の実施 (P36)
				28	5. 民生・児童委員との協働 (P36)
		(3) 乳幼児期の食育・歯の健康づくり		29	1. 2歳児歯科健康診査の実施 (P36)
				30	2. 歯科口腔保健の推進に関する条例の推進 (P36)
				31	3. 乳幼児期の食育、離乳食の指導の実施 (P36)
				32	4. こどもクッキング・栄養相談の実施 (P37)

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名
基本施策1 就学前における子育て家庭への支援	2 親と子の健康づくりに向けた支援	(4) 小児医療・小児救急医療情報の提供	33	1. 子どもの事故防止などの啓発 (P37)
			34	2. 身近な小児科・産婦人科に関する医療情報の提供 (P37)
			35	3. 小児救急医療情報の提供 (P37)
			36	4. 子どもの救急ミニガイドブックの周知 (P37)
	3 教育・保育事業の推進	(1) 就学前の教育・保育の充実	37	1. 認可保育園の充実 (P39)
			38	2. 地域型保育事業 (小規模保育事業所等) の充実 (P39)
			39	3. 私立幼稚園等への入園に対する補助 (P39)
			40	4. 幼稚園・保育園・小学校の連携推進 (P39)
			41	5. 認定こども園移行に向けた事業者への支援 (P39)
			42	6. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 (P40)
		(2) 多様な保育サービスの充実	43	1. 延長保育の実施 (P40)
			44	2. 病児保育の利用促進 (P40)
			45	3. 一時保育の充実 (P40)
			46	4. 幼稚園での預かり保育の実施 (P41)
			47	5. 子育て短期支援事業 (ショートステイ) の検討 (P41)
			48	6. 休日保育の実施 (P41)
			49	7. 企業主導型保育事業所創設の促進と相談支援の実施 (P41)
		(3) 幼稚園・保育園での食育・歩育の推進	50	1. 幼稚園・保育園などでの食育の推進 (P42)
			51	2. 歩育事業の推進 (P42)
		基本施策2 学齢期の子どもたちへの支援	(1) 確かな学力と自立する力の育成	52
53	2. 小・中学校9年間を一貫した教育の推進 (P44)			
(2) 豊かな心と健やかな体の育成	54		1. 道徳教育の推進 (P44)	
	55		2. スポーツ活動・文化芸術に触れる機会の充実 (P44)	
	56		3. 食に関する指導の充実 (P44)	
	57		4. 性に関する指導の充実 (P45)	
	58		5. 読書活動の推進 (P45)	
(3) 家庭・地域の教育力の向上	59		1. 学校応援団活動の充実 (P45)	
	60		2. 家庭教育支援体制の充実 (P45)	
(4) 不登校児童生徒などへの支援	61		1. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実 (P46)	
	62		2. 総合教育センターにおける支援の実施 (P46)	
(5) いじめ防止への対策	63		1. いじめ防止の推進 (P46)	
	64		2. いじめの早期発見・早期対応の実施 (P46)	

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名
基本施策2 学齢期の子どもたちへの支援	2 子どもの居場所・体験機会の提供	(1) 子どもの居場所・遊び場の充実	65	1. 市民活動センターの活用促進 (P48)
			66	2. 小・中学校の施設開放 (P48)
			67	3. 公園の整備 (P48)
			68	4. 児童館の整備に向けた検討 (P48)
		(2) 放課後児童対策の推進	69	1. 放課後児童クラブ(学童保育)の運営 (P49)
			70	2. 放課後子ども教室の充実 (P49)
		(3) 多様な体験機会の充実	71	1. 市民活動センターなどでの子ども向け講座の充実 (P49)
			72	2. ボランティア教育の推進 (P49)
			73	3. 子ども大学実施の推進 (P50)
			74	4. 子ども会活動への支援 (P50)
			75	5. 高齢者との世代間交流の推進 (P50)
			76	6. 高校生・大学生との交流の推進 (P50)
			77	7. 青少年相談員との協働 (P50)
78	8. 自然とふれあうことができる体験講座の充実 (P51)			
79	9. 夢や目標の発見につながる機会の提供 (P51)			
基本施策3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	1 障害のある子どもへの支援の充実	(1) 障害のある子どもの教育・保育の充実	80	1. 幼稚園・保育園などでの障害のある子どもの受入れ体制の充実 (P53)
			81	2. 幼稚園・保育園などへの巡回訪問の実施 (P53)
			82	3. 特別支援教育の充実 (P53)
		(2) 障害のある子どもの地域生活の支援	83	1. 障害児通所支援事業所への支援 (P53)
			84	2. 「東松山市第三次市民福祉プラン」に基づく支援の充実 (P53)
			85	3. 東松山市地域自立支援協議会との連携 (P54)
	86		4. 特別児童扶養手当などの支給 (P54)	
	2 児童虐待・DVなどへの対応	(1) 児童虐待防止の推進	87	1. 児童虐待防止対策の推進 (P56)
			88	2. 子ども家庭総合支援拠点事業の検討 (P56)
			12	3. 家庭児童相談室の充実(再掲) (P56)
			89	4. 「どならない!子育て練習講座」の実施 (P56)
		(2) DV・女性相談の充実	90	1. DV(ドメスティック・バイオレンス)・女性相談の充実 (P57)
	(3) 子どもの権利擁護の推進	91	1. 子どもの権利擁護に関する啓発の推進 (P57)	
	3 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育の支援	39	1. 私立幼稚園等への入園に対する補助(再掲) (P59)
			42	2. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上(再掲) (P59)
			61	3. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実(再掲) (P59)
			62	4. 総合教育センターにおける支援の実施(再掲) (P59)
92			5. 児童・生徒への学習支援 (P59)	
93			6. 就学援助制度の実施 (P60)	
94			7. 高校生などへの奨学資金の給付 (P60)	

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名
基本施策3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	3 子どもの貧困対策の推進	(2) 生活の安定に資するための支援	11	1. 子育てコンシェルジュの展開（再掲）（P60）
			12	2. 家庭児童相談室の充実（再掲）（P60）
			18	3. 子育て世代包括支援センターの運営（再掲）（母子健康手帳の交付と相談）（P61）
			95	4. 貧困問題を抱える若者への相談支援の充実（P61）
			96	5. 若者への就職情報提供の充実（P61）
			97	6. 子どもの居場所づくりに関する支援（P61）
			98	7. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知（P61）
			99	8. 安定した住環境づくりの推進（P62）
			(3) 保護者に対する就労の支援	100
		101		2. 就労のための相談体制の充実（P62）
		102		3. 高等職業訓練促進給付金などの支給（P62）
		(4) 経済的支援	103	1. 児童手当・こども医療費の支給（P62）
			104	2. 児童扶養手当などの支給（P63）
			105	3. 遺児手当の支給（P63）
			106	4. 生活保護費の支給（P63）
		基本施策4 青年期にかけての支援	1 健全育成に向けた取組の充実	(1) 非行防止の取組の充実
108	2. 青少年育成推進員・少年指導委員との協働（P65）			
109	3. 非行防止教室の推進（P65）			
(2) 有害環境の排除	110			1. 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する啓発（P65）
	111			2. ナイフなど有害環境の排除（P65）
	112			3. インターネットの適切な利用に関する啓発（P66）
2 若者支援と次代の親の育成	(1) 若者の就職支援		113	1. 職場体験の実施（P68）
			114	2. 地域に根ざすキャリア教育の実施（P68）
			96	3. 若者への就職情報提供の充実（再掲）（P68）
	(2) 次代の親の育成		115	1. 乳幼児とのふれあいの推進（P68）
			116	2. 男女共同参画社会の視点に立った学習・教育の推進（P68）
			(3) 若者支援の充実	117
118	2. ひきこもり状態にある若者への支援（P69）			
119	3. ニート・ひきこもりに対する予防対策の実施（P69）			
120	4. いじめ不登校に対する支援の実施（P69）			
94	5. 高校生などへの奨学資金の給付（再掲）（P69）			
95	6. 貧困問題を抱える若者への相談支援の充実（再掲）（P70）			

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名
基本施策5 子育てを応援する環境づくり	1 仕事と子育ての調和の推進	(1) 女性の就労・再就職への支援	121	1. 女性の就労支援と再就職のための情報提供の充実 (P72)
			101	2. 就労のための相談体制の充実 (再掲) (P72)
		(2) 多様な働き方の推進に係る啓発	122	1. ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 (P72)
			123	2. 認定マーク (くるみん) の周知 (P72)
		(3) 男女共同参画の意識づくり	124	1. 男女共同参画の意識啓発 (P73)
			125	2. 両親学級への父親参加の促進 (P73)
	126		3. 男性の育児休業取得の促進 (P73)	
	2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	(1) 子育てしやすい地域環境の整備	127	1. 公共施設の子育てバリアフリーの推進 (P75)
			128	2. 赤ちゃんの駅事業の充実 (P75)
		(2) 交通安全・事故防止対策の推進	129	1. 交通安全教育の充実 (P75)
			130	2. 交通安全施設の整備 (P75)
		(3) 防災対策の推進	131	1. 防災訓練の実施 (P76)
			132	2. 防災教育の実施 (P76)
		(4) 子どもの安全・防犯対策の推進	133	1. 防犯意識の啓発 (P76)
			134	2. 防犯パトロールへの支援 (P76)
135			3. 「こども 110 番の家」の充実 (P76)	

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画については、行政が、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体、企業などと、連携や協働により推進します。

(1) 家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力し、愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

(2) 保育園、幼稚園、認定こども園、学校

保育園、幼稚園、認定こども園、学校は、子どもが成長する過程で、初めて家族以外の人と関わる場であり、子どもが人格を形成し、社会的スキルを身につけるために、極めて重要な役割を果たす場でもあります。そのため、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて、子どもの生きる力を育む教育・保育の推進に努めることが期待されます。

(3) 地域

地域はそこに住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。そのため、子育て支援に関わる人々や各種団体や関係機関が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域の中で見守ることが期待されます。

(4) 企業など

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が、健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備、制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

(5) 行政

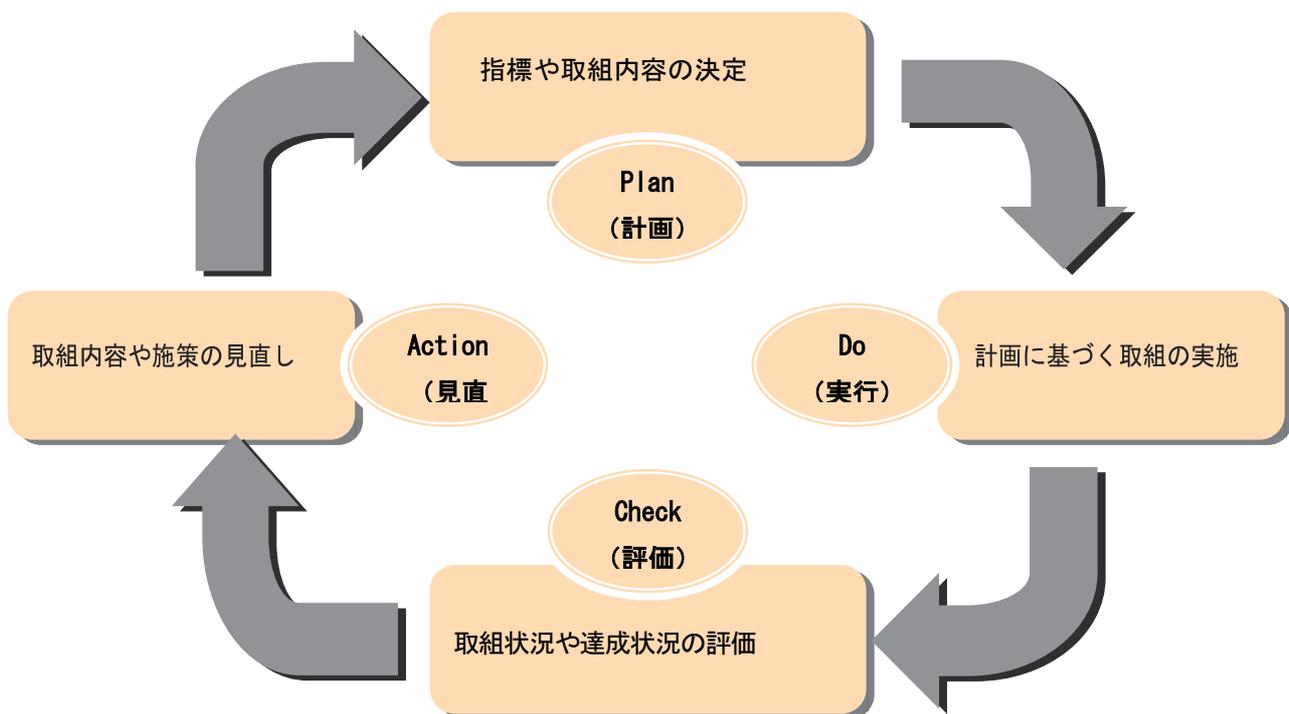
行政は、市民の声を聞き、ニーズを把握し、事業に取り組んでいく必要があることから、市民公募委員を含む「東松山市子ども・子育て会議」で本計画を策定しました。

計画の推進に当たっては、関係機関と連携を図りながら、同会議において審議し、効果的な計画の推進を図っていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進行管理を行い、その結果については、ホームページなどを通じて公表していきます。



資料編

1 東松山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、東松山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年東松山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 東松山市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属・役職	委員区分	備考
阿形 寿和	東松山市校長会（野本小学校長）	1号	H30.4.1～
田中 美智子	のもと保育園長	1号	副会長
峯 岩男	ひさみ幼稚園長	1号	会長
山川 玲子	埼玉県川越児童相談所副所長	1号	
山本 和順	NPO法人東松山市学童保育の会理事長	1号	
川口 明子	母子保健（助産師）	2号	
木村 貴世	民生児童委員（主任児童委員）	2号	
安藤 和俊	東松山市PTA連合会（北中PTA会長）	3号	H30.4.1～H31.4.30
岡部 洋	ボッシュ（株）人事企画部マネージャー	3号	
亀井 毅	比企地域労働者福祉協議会（ボッシュ労働組合連合会）	3号	
坂本 竜士	東松山市PTA連合会（新宿小PTA会長）	3号	R1.5.1～
友部 陽子	NPO法人東松山子育てねっと	3号	
岡部 菜摘	公募（子どもの保護者）	4号	R1.10.1～
川島 美紗子	公募（子どもの保護者）	4号	
坂久保 亜希子	公募（子どもの保護者）	4号	～H31.3.31

○委員区分／50音順

- 1号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 2号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 3号委員 子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者
- 4号委員 公募による市民

○委員の任期

平成29年10月1日～令和元年9月30日／令和元年10月1日～令和3年9月30日

3 検討経過(会議等の開催状況)

東松山市子ども・子育て会議等の開催状況

■平成30年度		
開催回	開催日	主な内容
第1回	平成30年 7月17日	・ひがしまつやま子ども夢プランの進捗管理について
第2回	平成30年 11月22日	・子ども・子育て支援に関する調査票（案）について
平成30年12月5日～平成30年12月17日：子ども・子育て支援に関する調査		
第3回	平成31年 2月5日	・幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について ・子ども・子育て支援に関する調査報告（速報）について
■令和元年度		
開催回	開催日	主な内容
第1回	令和元年 5月30日	・子ども・子育て支援に関する調査報告書（案）について ・第2期ひがしまつやま子ども夢プランについて 今後のスケジュール／計画の位置づけ
第2回	令和元年 8月30日	・現行計画の進捗管理及び評価について ・第2期計画の基本的な考え方について ・施策の展開〔各論〕について
第3回	令和元年 10月3日	・第2期計画の基本理念について ・基本施策と事業の展開について ・教育・保育に係る量の見込みと提供確保策（案）について
第4回	令和元年 12月24日	・第2期ひがしまつやま子ども夢プラン（素案）について
令和2年1月14日～令和2年2月3日：パブリックコメント実施		
第5回	令和2年 2月13日	・第2期ひがしまつやま子ども夢プラン（案）について

上記のほか、大学生や子育てサークル等利用者にヒアリング調査を実施しました。



第2期ひがしまつやま子ども夢プラン

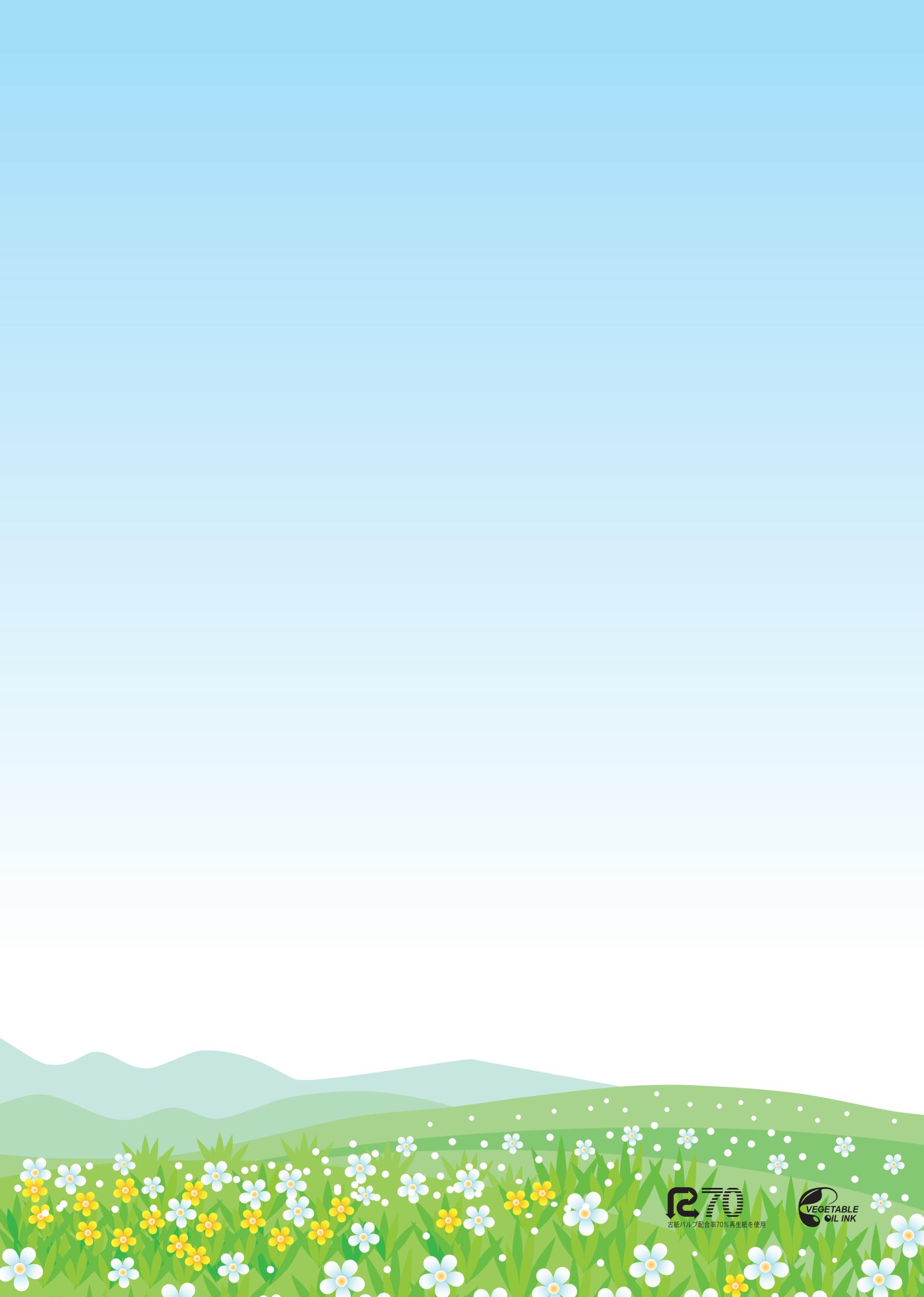
発行：令和2年3月

編集：東松山市子ども未来部子育て支援課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

電話：0493-63-5005

FAX：0493-23-2239



古紙ハルズ配合率70%再生紙を使用

